

目次

1.	. はじめに	4
2.	. 金融商品の分類	5
	2.1 契約上のキャッシュ・フローの特性テスト	6
	2.2 ビジネスモデル・テスト	9
	2.3 FVOCI に指定する資本性金融商品	12
	2.4 公正価値オプション	13
3.	. 金融資産の減損	14
	3.1 原則的アプローチ	14
	3.2 簡便的アプローチ	21
	3.3 組成した信用減損金融資産	22
	3.4 減損に関する開示	23
4.	. ヘッジ会計	26
	4.1 適格要件	27
	4.2 ヘッジ比率のバランス再調整	29
	4.3 リスク要素	31
	4.4 合計エクスポージャー	32
	4.5 ヘッジコストの会計処理	33
	4.6 自己使用契約	35
	4.7 ヘッジ会計に関する開示	37
5	発効日及び経過措置	41
	5.1 発効日	41
	5.2 経過措置(遡及適用)	41

重要ポイント

- ▶ ほとんどの非金融機関(一般事業会社)にとって、IFRS 第9号による最も重要な影響は、新たなヘッジ会計モデルの適用である。
- ★ 新たなヘッジ会計モデルは、IAS 第 39 号に定められているモデルほど細則主義ではないため、より幅広い企業の経済的なヘッジ戦略がヘッジ会計として適格となるはずである。その一方で、IFRS 第 9 号では、企業によるリスク管理活動の内容を財務諸表の利用者に伝えることを目的とした多くの開示規定が設けられている。
- 非金融機関(一般事業会社)においては、IFRS 第9号による影響は金融機関ほど大きくはないが、その適用による影響を過小に評価すべきではない。
- ★ 金融負債の分類は、通常変わらないが、金融資産の分類はその性質及び管理方法によって変わる可能性がある。より複雑な金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定するものとして計上する必要があるが、金融資産に組み込まれているデリバティブの分離を求める規定は廃止されている。
- ▶ 予想信用損失(ECL)に基づく新たな減損規定は、短期営業債権には重要な影響を及ぼさないかもしれないが、純損益を通じて公正価値で測定されない長期債権、(IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に基づく)契約資産、及び負債証券には重要な影響を及ぼす。なお、企業がIFRSに基づき個別財務諸表を作成する場合には、連結会社間の貸付にもECLモデルが適用される。

1. はじめに

2014年7月、国際会計基準審議会(IASB)は、IFRS第9号「金融商品」(以下、「IFRS第9号」 又は「当該基準」)の最終版を公表した。これにより、IASB のプロジェクトの分類及び測定、減損、 ヘッジ会計のセクションが統合され、IAS 第 39 号「金融商品: 分類及び測定 I及び IFRS 第 9 号 のすべての旧バージョン(2009 年、2010 年、2013 年)に置き換わる。IFRS 第 9 号は、2018 年1月1日以後開始する事業年度から適用される。

本稿では、IFRS 第9号の規定のうち非金融機関(一般事業会社)にとって最も関連のある規定 を説明するとともに、ケース・スタディを用いて最も重要な影響について論じている。

本稿のセクション 2 では、金融商品の分類に関する新たな規定について説明している。金融負 債の分類は IAS 第39号からほとんど変更がないことから、セクション2は、金融資産の分類に 焦点を絞っている。セクション 3 では減損に係る新たな予想損失減損モデルについて、また、セ クション 4 では新たなヘッジ会計の規定について、さらにセクション 5 では経過措置について説 明している。

例示 1-1 では、IFRS 第 9 号の規定を説明するために本稿を通して使用するケース・スタディに 関連する前提条件を示している。

例示 1-1 - Choco 社が保有する金融商品

Choco 株式会社(以下、「Choco 社」)は、大手小売企業の 100%子会社である。Choco 社の主な 活動はチョコレートの製造と販売である。Choco 社は、ココアを加工又は流通のためにグループ内 の企業に販売するとともに、外部の小売業者にも販売している。Choco 社の機能通貨は CU であ

以下の表は、Choco 社が保有する金融商品の一覧である。本稿を通して、これらの金融商品が例 示の基礎となる。

金融資産

資本性金融商 Choco社は、一部の供給業者及び顧客の上場株式に投資している(持株 品に対する投資 比率は、すべて各企業の5%未満である)。このポートフォリオの目的は、 供給業者又は顧客との戦略的提携にコミットするために、株式を長期保有 することである。

負債性金融商 負債性金融商品に対する投資は、国債及び社債のポートフォリオから成る。債 品に対する投資 券の契約条件から、これらの債券は、所定の日に元本及び元本残高に対する 利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じさせる「プレーン・バニラ」タイ プと判断される。Choco 社は、流動性目的でこれらの債券を保有している。し たがって、資金需要(たとえば企業結合による取得)を満たすために当該ポー トフォリオの一部を売却する可能性がある。これは定期的に行われる予定で あり、資産を稀とはいえない頻度で売却し、かつ、そうした売却の金額は多額 になると見込んでいる。

親会社への貸 付金

Choco 社は、無利子融資の形で親会社に長期貸付を行っている。当該貸付金 は、額面CU1,000,000で5年後に返済される。類似の条件を有する貸付金の 当初認識時の市場金利は年利6%であった。

Choco 社は、当該貸付金を満期まで保有するつもりである。Choco 社と親会社 はともに当該貸付金の期限前償還を請求するオプションを有していない。

堂業債権 販売に係る支払期限は、請求日から30日以内である。Choco社は、営業債権 のファクタリングを行うつもりはない。

同等物

現金及び現金 現金及び現金同等物は、無利息の要求払預金である当座預金から成る。

金融負債

上場債券

Choco 社は、証券取引所に上場され、活発に取引される固定利付債を発行し ている。当該債券の満期は10年である。

その他

デリバティブ Choco 社は、生産に必要なココアの将来の購入をヘッジするため、ココアにつ

いて先物契約を締結した。

Choco 社は、長期借入金の金利低下による利益を享受するため、金利オプショ

ンを締結する場合がある。

また、機械等の多額の購入を契約しなければならない場合には通貨オプション

を締結することもある。

保証 Choco 社は、グループ内の他の子会社の借入金に対して保証を供与してい

る。

2. 金融商品の分類

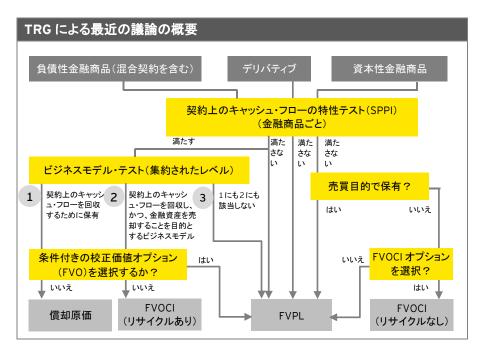
IFRS 第 9 号には、金融資産の分類に関する新たなモデルが導入されている。一方で、金融負債に関しては、公正価値オプションを使用するための要件や混合契約からの組込デリバティブの分離に関する規定をはじめ、IAS 第 39 号のすべての規定が IFRS 第 9 号に引き継がれている。IFRS 第 9 号によりもたらされた金融負債に関する唯一の変更点は、公正価値オプションを適用して純損益を通じて公正価値で測定(FVPL)するものとして指定された負債に関するものである。そのような金融負債の公正価値の変動のうち、企業の自己の信用リスクの変動に起因する部分は、純損益ではなくその他の包括利益(OCI)に表示される。ただし、OCI に表示することにより会計上のミスマッチが生じる場合はその限りでなく、この場合、公正価値の変動全体が純損益に表示される。金融負債の分類に関する変更は上記のみであるため、本セクションでは、金融資産の分類のみに焦点を絞っている。

IFRS 第 9 号では、金融資産の分類に関し、以下の測定カテゴリーに基づく原則主義の規定が導入されている。

- ▶ 償却原価で測定する負債性金融商品
- ▶ その他の包括利益を通じて公正価値で測定(FVOCI)する負債性金融商品。なお、当該カテゴリーに分類される金融資産の認識中止時には、OCI 累計額を純損益に振り替える(リサイクルあり)。
- ▶ FVPL で測定する負債性金融商品、デリバティブ及び資本性金融商品
- ▶ FVOCIに指定した資本性金融商品。なお、この資本性FVOCIにおいては、認識中止時に累積 OCI のリサイクリングは行われない。

金融資産の分類の概要は、例示 2-1 にて示している。すなわち、分類は、金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性と金融資産の管理に関する企業のビジネスモデルによって決まる。このセクションの残りの部分では、これら 2 つの評価についてさらに詳しく説明している。また、資本性金融商品に関する FVOCI オプションと負債性金融商品に関する条件付の公正価値オプションについても取り上げている。

金融負債に関する唯一の変更点は、FVPLに指定されている金融負債に関し、自己の信用リスクに起因する公正価値の変動が OCIに表示されることである。



2.1 契約上のキャッシュ・フローの特性テスト

金融資産が、償却原価又は FVOCI での測定のための要件を満たすためには、「元本及び元本 残高に対する利息の支払のみ」であるキャッシュ・フローを生じるものでなければならない。 1 この評価は、通称「SPPI(Solely Payment of Principle and Interest)テスト」と呼ばれている。この評価は、個々の金融商品レベルで行われる。

SPPIテストを実施する目的上、「元本」とは「金融商品の当初認識時の公正価値」とされている。これは、元本の返済及び(又は)取得時のプレミアムや割引の調整があることから金融資産の存続期間にわたり変動する可能性がある。² 元本をこのように定義することにより、市場条件を下回る条件で発行された金融資産などの取り扱いにも対処することができる。すなわち、市場金利を下回る金利で発行される金融商品(たとえば子会社から親会社への無利子融資)の場合、類似の市場金利が実効金利とされ、それにより当初認識時の公正価値、すなわち元本は、移転される現金の金額より少なくなる。³

IFRS 第9号では、「利息」は基本的な融資の取決めに対するリターンであり、通常、貨幣の時間価値、信用リスク及び流動性リスクへの対価、利益マージン、ならびに一定期間にわたり金融資産を保有することに関連するコストに対する対価(債権回収コスト等)が含まれるとされている。IFRS 第9号では、極端な経済環境において、企業が特定の期間お金を保管するための手数料を実質的に支払い、その手数料が貨幣の時間価値、信用リスク及び他の基本的な融資のリスク及びコストへの対価を上回る場合、利息はマイナスになりうると説明されている。4

多くの金融商品は、元本及び利息の支払を表さない特性(たとえば、発行者の株式への転換オプション、コモディティ価格への連動やレバレッジ)を有している。IFRS 第9号では、そのような特性は真正ではない場合(すなわち、極めて稀で異常な、発生する可能性が非常に低い場合)、又は影響が僅少な場合(この用語は IFRS 第9号では定義されていないが、辞書には、影響が些細又はほとんどないために、考えるに値しないことと定義されている)5にのみ無視されることが明示されている。それ以外のすべての場合、金融商品は当該テストを満たさないことになり、ビジネスモデルにかかわらず純損益を通じて公正価値で測定される。すなわち、すべてのデリバティブ及び資本性金融商品は SPPI テストを満たさないことになるため、FVPL に分類され、測

利息とは、基本的な融資の取決めに対するリターンであり、通常、貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価が含まれる。

¹ IFRS 第 9 号 4.1.2(b)項及び 4.1.2A(b)項

² IFRS 第 9 号 4.1.4(a)項

³ 子会社から親会社への貸付金の場合、取引の経済的実質に従うと、当初認識時の公正価値と移転された現金との差額は、分配として会計処理される可能性が高い。

⁴ IFRS 第 9 号 B4.1.7A 項

⁵ IFRS 第 9 号 B4.1.18 項

定されるということである(なお、資本性金融資産に対する FVOCI オプションに関する下記 2.3 も参照のこと)。

利息のうち貨幣の時間価値の部分は、時の経過に対する対価のみを表すものである。⁶ IFRS 第 9 号では、金利改定期間とテナーとの不一致、平均金利又は遅行金利等、貨幣の時間価値を修正する特性が取り上げられている。IFRS 第 9 号では、このような特性の結果として生じる割引前の契約上のキャッシュ・フローが、そのような特性のないベンチマーク金融商品の割引前のキャッシュ・フローと「著しく異なる」可能性がある場合、SPPI テストを満たさないとされている。⁷

IFR 第 9 号には、営業債権が IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に基づく重大な金融要素を含んでいない場合 (又は企業が IFRS 第 15 号 63 項に従って実務上の便法を適用する場合) 8 には、当該営業債権を (IFRS 第 15 号において定義される) 取引価格で測定しなければならないとされている。 すなわち、元本は IFRS 第 15 号 (又は IAS 第 18 号 「収益」) の適用対象となる取引から生じる金額とみなされるということである。 その結果、実効金利はゼロとみなされる。

要求払いの当座勘定の契約期間は、理論的にはゼロではなく、ただ非常に短い期間であると主張することができる。これは、現金を口座から移すのに、数時間か場合によっては1日かかる場合があるからである。この主張に基づくと、当座勘定についても実効金利を適用し、割引現在価値により当初認識する必要が生じる。しかし実務上は、当座勘定の契約期間は非常に短いため、金利要素はしばしばゼロとみなされ、契約上の額面で認識される。

契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更させる(貨幣の時間価値の変更を除く)契約条項を含む金融資産も存在する。その一般的な例は、変動金利ローンである。変動金利ローンでは、その金利は変動するが、信用スプレッドは当初認識時にのみ算定され固定となる場合もある。そのような金利は、それが貨幣の時間価値、特定の期間中の元本残高に関する信用リスク、ならびに他の基本的な融資リスク及びコストに対する対価と利益マージンを表す場合にはSPPIテストを満たす。

他の例としては、発行者又は保有者によって、満期前に期限前償還される可能性がある資産や、期間が延長される可能性がある資産を挙げることができる。期限前償還オプションが付された資産は、期限前償還金額が、実質的に(上記で定義した)元本の未払金額と発生した(しかし未払いの)契約上の利息を表すものである場合、一般的にはSPPIテストを満たす。これに対して、額面での期限前償還オプションが存在する場合、当該資産が多額のプレミアム又はディスカウント付きで購入されている場合、そのオプションの存在により当該資産は SPPI テストを満たさない可能性がある。これは、期限前償還時に、基本的な融資によるリターンの一部ではない利得又は損失を貸手が実現することになるからである。しかし、IFRS 第 9 号は、金融資産の当初認識時における期限前償還要素の公正価値が重要でない場合、当該資産はSPPIテストを満たすとしている。9 延長オプションが付された資産に関し、延長期間にわたり発生する可能性がある契約上のキャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみでなければならない。期限前償還オプションと延長オプションのどちらも、契約の早期終了又は延長に対する合理的な補償を含む場合がある。10

金融資産に組込デリバティブが含まれる場合であっても、SPPI テストは、金融資産全体に対して適用しなければならない。そのため、IAS 第39号の規定とは異なり、主契約の金融資産を含む混合(複合)契約に組込まれたデリバティブは分離して会計処理されない。

例示 2-2 では、Choco 社が保有するさまざまな金融商品に対して、上記の要件がどのように適用されるかを説明している。金融資産に関する新しい分類モデルは金融負債には適用されないため、この例示には金融資産のみを含めている。

プレミアム又はディスカウントで発行される資産に期限前償還オプションが含まれる場合、それにより当該資産がSPPI テストを満たさない場合がある。

⁶ IFRS 第 9 号 4.1.3(b)項及び B4.1.7A 項

⁷ IFRS 第9号 B4.1.9C 項及び9E 項。また、貨幣の時間価値の改定に関する議論の詳細ついては、弊社刊行物「Applying IFRS - Classification of financial instruments under IFRS 9 (May 2015)」も参照されたい。

⁸ IFRS 第 9 号 5.1.3 項

⁹ IFRS 第 9 号 B4.1.11(b)項及び B4.1.12 項

¹⁰IFRS 第 9 号 B4.1.11-12 項

例示 2-2 -Choco 社への SPPI テストの適用

資本性金融商品に対す る投資

資本性金融商品から生じるキャッシュ・フローは、元本及び元本残高 に対する利息の支払のみから構成されるものではないことから、 SPPI テストを満たさない。

負債性金融商品に対す る投資

国債及び社債はプレーン・バニラであり、所定の日に元本及び元本 残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じること から SPPI テストを満たす。

親会社への貸付金

親会社への貸付金について利息が生じないからといって、SPPIテス トを満たさないということにはならない。SPPIテストの目的上、当初 認識時の公正価値が、SPPIテストの「元本」とみなされる。IAS第39 号及びIFRS第13号「公正価値測定」の規定と同じく、無利息の貸付 金の公正価値は、すべての将来入金額を類似の信用格付けを有す る類似の商品(通貨、期間、金利の種類及び他の要因に関して)に 対する市場実勢金利を用いて割り引いた現在価値で測定される。こ の例において、当該利率は6%であるとされているため、 CU1,000,000 の 5 年ローンの当初認識時の現在価値は CU747,258 になる。11

当初認識時の公正価値は、企業が実効金利(EIR)を計算する際の 基礎となる。すなわち、当該貸付金からの利息は生じないが、 Choco 社は実効金利で金利収益を認識することになる。帰属する利 息は、貨幣の時間価値、信用リスク、ならびにその他の基本的な融 資の取決めのリスク及びコストに対する補償であるとみなされる。

この例では、借手も貸手も期限前償還オプションを有していない。期 限前償還オプションが存在する場合、実質的に割引発行されている ことになるため、当該金融商品は SPPI テストを満たさない可能性が ある。

融資額と当初の支払額との差額は、通常、(親会社が支払う場合に は)子会社に対する投資として、又は(子会社が支払う場合には)分 配として会計処理される。

営業債権

元本は、IFRS 第15号又はIAS 第18号の適用対象である取引から 生じる金額であるとみなされる。

Choco 社は、営業債権には重要な金融要素は含まれず、よって利 息はないと判断する。すなわち、Choco 社は利息要素はゼロである とみなす。

Choco 社の営業債権には、上記で述べたように単一のキャッシュ・ フロー(元本とみなされる、IFRS 第15号又はIAS 第18号の適用対 象である取引から生じる金額の支払)しかない。したがって、金利要 素はゼロであるものの、当該債権から生じるキャッシュ・フローは、 元本及び利息の支払の SPPI テストを満たす。

現金及び現金同等物

当該金融商品の短期的な性質から、Choco 社は当座預金を契約上 の額面で認識する。営業債権と同様、当該当座預金には、元本の償 還という単一のキャッシュ・フローしかない。したがって、金利要素は ゼロであるものの、当該債権から生じるキャッシュ・フローは、元本

及び利息の支払の SPPI テストを満たす。

デリバティブ

デリバティブは SPPI テストを満たさない。デリバティブには、相当程 度のレバレッジが含まれるが、これは SPPI の特性ではない。12

 $^{^{11}}$ 取引の経済的実質に従い、CU747,258 と CU1,000,000 との差額は、子会社から親会社への配当とみなされる。

¹² IFRS 第 9 号 B4.1.9 項

2.2 ビジネスモデル・テスト

金融資産の分類は、SPPI テストの結果に加え、当該企業が金融資産を保有するビジネスモデルにも左右される。IFRS 第9号では、ビジネスモデル・テストを SPPI テストの前後いずれにおいて行うべきかは定められていないが、不要な作業を避けるため、企業のポートフォリオに応じて、より効率的に行える順番でテストを実施することになる。金融資産の管理に関する企業のビジネスモデルとは、企業がキャッシュ・フローを生み出すために金融資産をどのように管理しているのかを指す。すなわち、企業のビジネスモデルにより、キャッシュ・フローが生じるのが契約上のキャッシュ・フローの回収からなのか、金融資産の売却からなのか、それともその両方からなのかが決定される。

金融資産の管理に関するビジネスモデルを評価する際には判断が求められるが、その評価は 1 つの要因や活動によって決定されるものではない。むしろ、企業は評価時点において利用可能な、関連するすべての証拠を考慮しなければならない。 13 通常、ビジネスモデルは、金融資産からの業績がどのように評価されているか、経営者にどのように報酬が与えられるか、及びリスクがどのように管理されているかといった、企業がその目的を達成するために実施する特定の活動と、売却の頻度及び金額の重要性を通じて観察することができる。

当該評価は、企業が発生を合理的に予想できるシナリオに基づいて実施され、「最悪のケース」や「ストレス・ケース」のシナリオに基づいて行われるものではない。また、IAS 第 39 号の満期保有の区分のような「テインティング(ペナルティ)」の概念はない。そのため、企業が時とともに金融資産を管理する方法を変更した場合、新たに組成又は購入した金融資産は新たなビジネスモデルに基づいて分類することになるが、古いビジネスモデルに基づく既存の資産の分類はそのまま保持される。

企業のビジネスモデルは、金融資産のグループが特定の事業目的を達成するために一括して管理されている方法を反映するレベルで決定され、個々の金融商品に関する経営者の意図には左右されない。この評価は個々の金融商品ごとに行われるものではないため、企業は、ビジネスモデル・テストを評価する際には、より大きなレベルでの集約単位を判断しなければならない。企業は、金融商品の管理に関して複数のビジネスモデルを有している場合もあるため、この評価は報告企業レベルで単一のものとして決定する必要はない。14

2.2.1 償却原価のビジネスモデル

負債性金融商品は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とするビジネスモデルにおいて保有されている場合、SPPI テストを満たすことを条件に、通常、償却原価で測定される。15

キャッシュ・フローが金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することにより実現されるかどうかを判断する際には、過去の期間における売却の頻度や金額、売却が満期間近の資産について行われたものであったか、及び、売却の理由ならびに将来の売却活動に関する予想を考慮する必要がある。しかし、IFRS 第 9 号では、売却自体がビジネスモデルを決定するものではなく、それ単独で考慮することはできないとされている。さらに、IFRS 第 9 号では、過去の売却及び将来の売却についての予想に関する情報は、金融資産の管理に関して企業が明示している目的がどのように達成されるのか、及びキャッシュ・フローがどのように実現されるのかに関する証拠を提供するとされている。そのため企業は、過去の売却に関する情報を、当該売却の理由及びその時点で存在していた状況と現状との比較の観点から考慮しなければならない。16

これらの検討に基づき、企業は、過去の売却に関する情報は、将来の売却の予想にどの程度 資するものであるかを判断する必要がある。IFRS 第9号では、金融資産の売却が第三者(たと えば、銀行が保有する一部の流動性ポートフォリオの場合、銀行規制当局)によって課されるも のか、あるいは企業の裁量によるものなのかはこの評価には関連性がないと明確に述べられ ている。

IAS 第 39 号の満期保 有の区分のような「テイ ンティング (ペナルティ)」の概念はない。

¹³ IFRS 第 9 号 B4.1.2B 項

¹⁴ ビジネスモデル・テストを実施するレベルについてのより詳しい解説は、「Applying IFRS - Classification of financial instruments under IFRS 9 (May 2015)」を参照されたい。

¹⁵ IFRS 第 9 号 4.1.2 項

¹⁶ IFRS 第 9 号 B4.1.2C 項

弊社のコメント

IFRS 第 9 号は、売却の意味するところに関しやや曖昧な点がある。同基準書では、「売却自体はビジネスモデルを決定するものではない」¹⁷ と述べられている一方で、過去の売却に重きが置かれているようにも読める。IFRS 第 9 号のガイダンスでは、売却の金額及び頻度は企業のビジネスモデルを決定するうえで重要な証拠となるとされている。しかし、重要なのは、過去の売却は証拠の 1 つとしてのみ、考慮することができるとされており、評価においては、予想される将来の売却を検討することが要求されているという点である。

金融商品の中には、法的形式上は売却されているものの、経済的実質は売却に該当しないものがある。たとえば、企業は営業債権をファクタリングの一環として売却する一方で、債務者の債務不履行時には買手に当該デフォルトの補填を保証することがある。このような場合、当該資産のリスクと経済価値のほとんどすべては当該企業が保持しており、IFRS 第 9 号の規定に従えば、当該金融資産の認識は中止されない。

このような状況では、ビジネスモデル・テストを適用するにあたり、これらの取引を売却とみなすべきかという疑問が必然的に生じる。この点、IFRS 第9号では、B4.1.4 項の例3に認識の中止に関するわずかな記載が含まれているだけであるが、これによると、企業が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有しなくなったかどうかを決定するのは、取引の法的形式ではなく、その会計処理である。しかし、IASB は上述の例における取扱いの基礎を示していないため、会計上の認識の中止が常に当該評価の基礎となるべきかどうかは明確ではない。そのため、EY は、ファクタリング契約により、ポートフォリオから売却が行われる場合の分析にあたっては、売却の法的形式を考慮するか、取引の経済的実質を考慮するかについて、会計方針の選択を行うことができると考えている。

償却原価で測定される金融資産は、当初認識後は実効金利法を用いて測定され、IFRS 第9号の減損規定が適用される(下記セクション3を参照)。利得及び損失は、当該金融商品の認識が中止された時点又は当該金融商品が減損した時点で純損益に認識される。

2.2.2 FVOCI のビジネスモデル

負債性金融商品は、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方により特定の目的を達成するために資産が管理されるビジネスモデルにおいて保有される場合には、SPPIテストを満たすことを条件に、通常、FVOCIで測定される。

IASB は、新たな FVOCI の測定区分は、償却原価(利息)情報に加えて、公正価値情報が目的適合的かつ有用となる負債性金融商品ポートフォリオのために設けられたものであるとしている。これは、契約上のキャッシュ・フローと売却を通じた公正価値の実現の両方が業績に影響する場合が該当する。18

FVOCI で測定される負債性金融商品について、利息収益、為替差損益及び減損損失又はその 戻入れは、純損益に認識され、償却原価で測定される金融資産と同じ方法で計算される。残り の公正価値の変動は、OCI に認識され、認識中止時に、OCI に認識された公正価値変動の累 計額は純損益にリサイクルされる。

FVOCIの区分は、IAS 第 39 号の売却可能(AFS)の区分とある意味では似ているが、いくつかの点で異なっている。第一に、AFS の区分は、本質的には、残余区分であり、その区分を選択することは制限されない(ただし、当該金融商品が売買目的で保有される場合を除く。その場合、FVPLで測定することが要求される)。これに対して、IFRS 第 9 号における FVOCI の区分は、金融資産のグループが管理される方法及びその業績が報告される方法により裏付けられるビジネスモデルを反映して分類されるものであり、残余区分でもなければ企業が任意に選択することもできない。第二に、FVOCI で測定される金融資産には、償却原価で測定される金融資産と同じ減損モデルが適用される。したがって、公正価値で測定されるものの、純損益の取り扱いは償却原価で測定される資産と同じになり、償却原価と公正価値の差額は資産の認識が中止さ

れるまでOCIに計上される。第三に、比較的単純な負債性金融商品(すなわち、SPPIテストを満

IFRS 第 9 号の FVOCI 区分は、IAS 第 39 号の 売却可能(AFS)区分と いくつかの点で異なる。

¹⁷ IFRS 第 9 号 B4.1.2C 項

¹⁸ IFRS 第 9 号 BCE24 項

たさないような特性を有しない負債性金融商品)だけが FVOCI で測定するための要件を満たすことになる。

2.2.3 その他のビジネスモデル

IFRS 第9号は、金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とするビジネスモデル、あるいは契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によって目的が達成されるビジネスモデルのいずれにおいても保有されていない場合に、当該金融資産を FVPL で測定することを求めている。FVPL での測定につながるビジネスモデルは、たとえば、金融資産が売買目的で保有されるビジネスモデルである。また、資産が公正価値ベースで管理されている場合もその一例である。どちらの場合も、企業は資産の売却を通じてキャッシュ・フローを実現する目的で金融資産を管理している。企業は、資産の公正価値に基づいて意思決定を行い、その公正価値を実現するために資産を管理するため、この目的は、通常、活発な売買をもたらす。

弊社のコメント

IFRS 第 9 号に定められているように、FVOCI は定義された区分であり、残余区分でもなければ企業が任意に選択することもできない。しかし、実務では、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有する負債性金融商品、売買目的で保有する負債性金融商品、公正価値ベースで管理する負債性金融商品、そして測定上のミスマッチを回避するために公正価値オプションを適用する負債性金融商品を特定し、残りの負債性金融商品は FVOCI で測定される可能性がある。つまり、償却原価又は FVPL の区分に分類されることになるビジネスモデルを明示するほうが、非常に容易であるという理由により、FVOCI 区分が事実上、残余区分として用いられる可能性がある。

下記の例示 2-3 では、Choco 社が保有する金融資産にビジネスモデル・テストを適用している。 この例示には、上記 2.1 で説明した SPPI テスト満たす金融資産のみが含まれている。

例示 2-3 - Choco a	せへのビジネスモデル・テストの適用
負債性金融商品に対する投資	当該ビジネスモデルは、必要に応じて流動性を維持することであるため、稀とはいえない頻度で多額の売却が行われることになる。よって、当該債券は契約上のキャッシュ・フローの回収と債券の売却につながる目的に基づき管理されている。したがって、当該債券ポートフォリオは FVOCI の測定区分に分類される。
親会社への貸付金	Choco社は、当該貸付金を契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有することを意図している。よって、当該貸付金は償却原価で事後測定する区分に分類される。
営業債権	Choco 社は、当該債権を契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有するつもりである。したがって、当該債権は償却原価の測定区分に分類される。
現金及び現金同等物	Choco 社は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために当該当 座勘定を保有している。よって当座勘定は、償却原価の測定区分に 分類される。

2.3 FVOCI に指定する資本性金融商品

資本性金融商品は、通常は FVPL で測定される。ただし、企業が金融商品ごとに、当初認識時に、公正価値の変動を OCI に表示することを選択する場合を除く。この選択は取消不能であり、売買目的保有でも企業結合における条件付対価でもない資本性金融商品にのみ適用される。この選択の対象となる「資本性金融商品」は、IAS 第 32 号「金融商品:表示」の定義に基づく金融商品である。負債性金融商品とは異なり、OCI に認識された利得及び損失は処分時にリサイクルされず、減損会計は行われない。すなわち、IAS 第 39 号に基づく現行の AFS の会計処理と比べると、資本性金融商品の著しい又は長期にわたる価値の下落が生じているかどうかを考慮することは求められない。投資の公正価値の下落が生じた場合、この減少額は単に資本の減少として OCI を通じて計上されることになる。

この選択肢は、企業が売却を見込んでいない戦略的投資に対処するために策定されたものであるが、IFRS 第9号において、この選択肢を使用するための条件とはされていない。IFRS 第7号「金融商品: 開示」の第11A項では、FVOCIオプションを適用した投資を特定し、特に、そのような投資についてそれぞれの報告期間の末日現在の公正価値を開示しなければならないとされている。IFRS 第7号では、重要な場合、個々の投資についてこれが要求されると具体的に定められている。企業が FVOCI オプションを多用する場合、この開示規定が負担になる可能性があり、当該オプションの使用を阻害する要因となるかもしれない。しかし、EY は、重要性の概念を適用し、要求される開示は、それ自体が重要な投資に関して個別に提供すべきである一方、重要ではない項目に関しては集約開示で十分であるかもしれないと考えている。

FVOCIに指定された資本性金融商品に対する投資に係るほとんどの利得及び損失は OCI に認識されるが、配当は、通常、純損益に認識することが要求される。しかし、IASB は、配当は、投資に対するリターンではなく投資の回収を表している可能性があると述べている。そのため IASB は、明らかに投資原価の一部の回収を表すような配当は純損益に認識しないことを決定している。¹⁹ IFRS 第 9 号には、どのような場合に配当が明らかに原価の回収を表し、どのような場合に原価の回収を表さないかに関する言及がなされていないため、実務上、これを評価する際には判断が必要となる。

相場価格のない資本性金融商品の測定に関し、IAS 第 39 号とIFRS 第 9 号に違いがある点は 特筆すべきである。IAS 第 39 号 46 項(c)は、資本性金融商品に対する投資を、それらの投資に活発な市場における相場価格がなく、その公正価値を信頼性をもって測定できない場合には 原価で測定することを認めている。IFRS 第 9 号の下では、そのような取扱いは認められておらず、資本性金融商品に対する投資は常に IFRS 第 13 号に従って公正価値で測定しなければならない。そのため、EY は、そうした投資の測定に関しては追加的な労力が必要になると見込んでいる。そのような評価は、たとえば EBITDA 倍率又は他のキャッシュ・フロー予測法に基づいて行うことができる。

下記の例示 2-4 では、資本性金融商品に対する投資に FVOCI オプションを適用する際に、 Choco 社が検討した事項を示している。

例示 2-4 -Choco 社への FVOCI オプションの適用

資本性金融商品に対す る投資

Choco 社は、株式のポートフォリオを戦略的投資として長期間保有するつもりである。株式は売買目的で保有されていないことから、Choco 社はこれらの資本性金融商品に係る利得及び損失を OCI に表示する取消不能な選択を行うことができる。この場合、Choco 社は、売却益を純損益に計上することができない一方、株式が減損しているかどうかの評価は必要されないことになる。

Choco 社が、価格の短期的な変動を実現する目的で株式を活発に 売買するのであれば、株式は売買目的で保有していることになるため FVPL に分類することが要求される。

非金融機関のための IFRS 第9号

12

¹⁹ IFRS 第 9 号 5.7.6 項、及び BC5.25(a)項

2.4 公正価値オプション

負債性金融商品を償却原価又はFVOCIで測定するものとして分類するための上述の要件にかかわらず、企業は、負債性金融商品を、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定を行うことができる。これは、その指定により、会計上のミスマッチが解消されるか、大幅に削減される場合に容認される。

会計上のミスマッチという概念には、2つの要素が含まれる。1つ目は、企業が異なる基礎で測定される特定の金融資産及び負債を保有していることであり、2つ目はそれら資産と負債の間に経済的関係が存在することである。たとえば、企業は負債の金利リスクを管理するために金利デリバティブを締結する場合がある。特段の指定が行われない場合、当該デリバティブは純損益を通じて公正価値で測定され、関連する負債は償却原価で測定される。そのような状況において、企業は、資産と負債の両方を純損益を通じて公正価値で測定した方が、財務諸表によって、より目的適合性の高い情報を提供すると判断する可能性がある。公正価値オプションは、契約がヘッジ会計に適格とならない場合に有用となる可能性がある。

会計上のミスマッチの存在は、金融資産について公正価値オプションを利用できる唯一の状況である。これは、公正価値ベースで管理されている金融資産と組込デリバティブを伴うほとんどの金融資産(SPPI テストを満たさないキャッシュ・フローが生じるもの)は、それぞれビジネスモデル・テスト、及び SPPI テストにより、FVPL で測定することが要求されるからである。これにより、金融資産に公正価値オプションを適用できる範囲は制限されるものの、金融負債については、このオプションの適用範囲は IAS 第 39 号と同じである。

3. 金融資産の減損

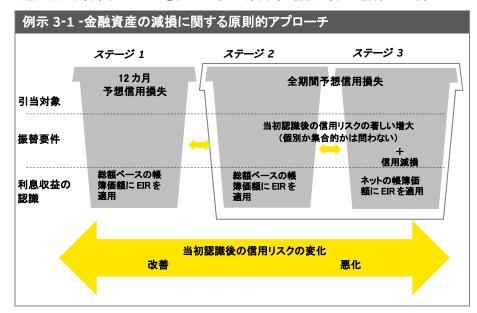
IASB は、IFRS 第9号に新しい減損モデルを導入することで、IAS 第39号で採用されていた発生損失モデルが、金融危機の際に生じた信用損失の認識の遅れの一因になっていたとの主な懸念に対処した。新しい減損規定は、将来予測的な予想信用損失(Expected Credit Loss: ECL)モデルに基づいている。当該モデルは、償却原価又は FVOCI で測定される負債性金融商品、ならびにリース債権、営業債権、契約資産(IFRS 第15号で定義)、また、FVPL で測定されないローン・コミットメント及び金融保証契約に適用される。

IFRS 第 9 号の減損規定を適用するにあたり、企業は以下のアプローチのうちどれか 1 つを適用しなければならない。なお、各アプローチについては後ほどさらに詳しく説明している。

- ▶ ほとんどの貸付金及び負債証券に適用される原則的アプローチ
- ▶ ほとんどの営業債権に適用される簡便的アプローチ
- ▶ 購入又は組成した信用減損金融資産に適用されるアプローチ

3.1 原則的アプローチ

下記の図は、原則的アプローチをまとめたものであり、その詳細は後ほど説明している。



原則的アプローチに基づいた場合、企業は 2 段階で ECL を認識しなければならない。信用リスクが当初認識以降著しく増大していない信用エクスポージャー(すなわち、「良好な」エクスポージャー)については、今後 12 カ月以内に「生じうる」デフォルト(債務不履行)事象から生じる信用損失(12 カ月 ECL―上記例示 3-1 のステージ 1)に対して引当金を計上することが求められる。信用リスクが当初認識以降、著しく増大している信用エクスポージャーについては、デフォルトの時期に関係なく、当該エクスポージャーの残存期間にわたる予想信用損失について貸倒引当金の計上が求められる(全期間 ECL―上記例示 3-1 におけるステージ 2 及びステージ 3)。したがって、貸倒引当金により、上記で説明した 3 つのステージすべてにおいて金融資産の帳簿価額が減額される。

金融資産が信用減損した場合(上記例示 3-1 のステージ 3)、金利収益は総額での帳簿価額ではなく償却原価(すなわち、貸倒引当金を控除した減損後の金額)に EIR を適用して計算する。これは、総額での帳簿価額に EIR を適用して金利収益を認識するステージ1 又はステージ2 の金融資産とは対照的である。金融資産が信用減損していることを示す損失事象は、IFRS 第 9号の付録 A において定義されており、これは、現在 IAS 第 39号において減損の評価に用いられている損失事象と同じである。損失事象には、たとえば発行者又は債務者の重大な財政的困難やデフォルト又は財務制限条項の違反などがある。

12カ月 ECL に関する規定は、全期間の予想信用損失のうち、今後 12カ月以内にデフォルトが発生する可能性に関連する部分である。そのため、これは今後 12カ月の間に企業が失うことを

予想するキャッシュ・フローではない。12カ月 ECL、及びステージ 3 へ分類するうえでの「デフォルト」は定義されていない。IFRS 第9号では、デフォルトは支払不能よりも幅広いものであり、企業は、デフォルトの他の定性的な指標(たとえば、財務制限条項の違反)を考慮する必要があると明確に述べられている。また、デフォルトは90日の期日経過(Days Past Due: DPD)となる時点よりも後で発生することはないという反証可能な推定がある。

3.1.1 信用リスクの著しい変動の評価

「デフォルト」は定義されていないが、デフォルトは90日の期日経過となる時点よりも後で発生することはないという反証可能な推定がある。

信用リスクの著しい増大又は低下は、貸倒引当金の測定を 12 カ月の ECL に基づいて行うことを求める規定と全期間の ECL に基づいて行うことを求める規定のどちらを適用するかを切り替える時点を定める際に重要となる。一般的に、金融資産については、信用減損又はデフォルトが発生する前に信用リスクが著しく増大したと評価する必要がある。

各報告日において、企業は信用リスクの著しい増大(及び低下)を、ECL の金額の変動ではなく、金融商品の予想存続期間にわたりデフォルトが発生するリスクの変動に基づいて評価しなければならない。すなわち、担保によって完全に保証されている資産に係る貸倒引当金で、損失の発生が見込まれていない場合であっても、全期間の ECL に基づく(また、そのように開示する)必要がある可能性があるということである。

IASB は、信用リスクの変動を評価するための具体的又は機械的なアプローチを定める意図はなかったこと、また、適切なアプローチは企業の洗練度の相違や、金融商品、データの利用可能性によって異なるであろうとしている。 20 強調すべきは、信用リスクの著しい増大の評価には、しばしば多元的かつ総体的な分析が必要となる点である。特定の要因それぞれの重要性及び目的適合性は、商品の種類、金融商品や借手の特性のほか、地域によっても左右される。 21 IFRS 第9号では、場合によっては定性的情報及び非統計的な定量的情報が、金融商品が全期間の ECL の認識要件を満たしていると判断するのに十分であることがあると明確に述べられている。 22 すなわち、当該情報により、金融商品の信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定するために、統計モデルや信用格付けプロセスを経る必要はない。また、評価が定量的情報又は定性的情報と定量的情報の組合せに基づいて行われる場合もある。

IFRS 第9号には、全期間の ECL の認識が要求されるかどうかを判断するにあたり、企業が考慮すべき要因又は指標の網羅的でないリストが示されている。²³以下では、事業会社にとって、より関連性が高い要因又は指標の一部を示している。

- ▶ 当初認識以降の信用リスクの変動の結果生じる、信用リスクに関する内部価格指標の著しい変動(たとえば、条件及び相手方が同一の類似の金融商品を報告日時点で新たに組成又は発行した場合に生じるであろう信用スプレッドの変動)
- ▶ 金融商品の外部又は内部信用格付けの実際の又は予想される著しい変化
- 事業状況、財務状況又は経済状況の既存の又は予想される不利な変化のうち、借手の債務履行能力に著しい変化を生じさせると予想されるもの(金利の実際の又は予想される上昇や失業率の実際の又は予想される著しい上昇など)
- ▶ 借手の営業成績の実際の又は予想される著しい変化。例としては、収益又はマージンの実際の又は予想される減少、営業上のリスクの増大、運転資本の不足、資産の質の低下、貸借対照表レバレッジの増大、流動性、経営上の問題、もしくは事業の範囲又は組織構造の変化(当該事業のセグメントの廃止など)のうち、借手が債務を履行する能力の著しい変化を生じさせるものなどがある。
- ▶ 借手の規制環境、経済環境又は技術環境の実際の又は予想される著しい不利な変化のうち、借手の債務履行能力に著しい変化を生じさせるもの(技術の転換による借手の販売製品に対する需要の減退など)

²⁰ IFRS 第 9 号 BC5.157 項

²¹ IFRS 第 9 号 B5.5.16 項

²² IFRS 第 9 号 B5.5.18 項

²³ IFRS 第 9 号 B5.5.17 項

- ▶ 親会社又は他の関係会社や株主からの財政支援の削減などの著しい変化、あるいは信用補完の質の実際の又は予想される著しい変化のうち、借手が予定された契約上の支払を行う経済的誘因を減少させると予想されるもの。例としては、親会社が子会社に対して今後財政支援を行わないと決定し、その結果、子会社が破綻する又は管財人の管理下に置かれる状況に直面する場合などがある。信用補完又は支援は、保証人の財政状況を考慮したものである必要がある。
- ▶ 特約条項の放棄や修正につながる可能性のある予想される契約違反、利払の中断、利率のステップアップ、追加的な担保又は保証の要求、あるいは当該金融商品の契約上の枠組みのその他の変更を含む、融資書類の予想される変更(すなわち、契約条件の変更)
- ► 借手の予想される業績及び行動の著しい変化。これには、当該グループ中の借手の支払 状況の変化が含まれる(たとえば、契約上の支払遅延の予想される件数又は程度の増大)
- ▶ 株主(又は個人の両親)が提供している保証の質の著しい変化(当該株主(又は両親)が、 資本又は現金の注入によってデフォルトを防止する誘因及び財務上の能力を有している場合)
- ▶ 債務者の期日経過情報

信用リスクが著しく増大したかどうかの評価は、「著しい」という用語の解釈に非常に大きく左右される。この評価を行う際には、判断が要求される。何が「著しい」かは以下によって決まる。

- ▶ 当初認識時の当初の信用リスク: 当初信用リスクが低かった金融商品に関し、絶対的なデフォルト確率が一定ポイント変化した場合、それは、当初信用リスクが高かった金融商品よりも変化が著しいことになる。
- ▶ 予想存続期間又は期間構造:類似の信用リスクを有する金融商品に関してデフォルトが発生するリスクは、金融商品の予想存続期間が長いほど増大する。予想存続期間とデフォルト発生リスクの間の関係性により、企業は、一定期間にわたるデフォルト発生のリスクの絶対値を単純に比較することはできない(たとえば、予想存続期間が10年の金融商品に係る当初認識時のデフォルト発生リスクが、5年後も同じである場合、通常は満期が近づくとデフォルト・リスクは減少することから、これは信用リスクが増大していることを示している。さらにIFRS 第9号では、満期近くに多額の支払義務がある金融商品(たとえば、元本が満期時点でのみ返済される金融商品)に関し、デフォルト発生リスクは、必ずしも時の経過とともに減少しない場合があると述べられている。²⁴そのような場合には、企業は他の定性的要因を考慮する必要がある。

原則的アプローチを適用するにあたっては、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を評価する際に役立つ、運用上のさまざまな単純化や推定が用意されている。これには次のようなものがある。

- ★ 金融商品の信用リスクが低い場合(投資適格と同等)、企業は、信用リスクの著しい増大は 生じていないとの前提を置くことができる。
- ▶ (個別又は集合的な)将来予測的な情報が利用可能ではない場合、契約上の支払の期日 経過が30日超である場合には、信用リスクが著しく増大しているという反証可能な推定が 存在する。
- ▶ 今後 12 カ月間のデフォルト発生のリスクの変動は、しばしば残存期間のデフォルト発生リスクの変動の近似値として使用される。
- ▶ 当該評価は、集合ベース又は個別ベースのいずれかで行うことができる。

信用水準の高い金融商品については信用リスク変動の追跡が免除されることから、低い信用リスクに係る単純化は、非金融機関にとって有用となる可能性がある。IFRS 第9号では、金融商品は、デフォルトのリスクが低く、借手が近い将来に契約上のキャッシュ・フローの義務を履行するための強い能力を有しており、長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化が、借手が契

低い信用リスクに係る 単純化により、企業は、 金融商品の信用リスク が低い場合(投資適格 と同等)、信用リスクの 著しい増大は生じてい ないとの前提を置くこと ができる。

²⁴ IFRS 第 9 号 B5.5.11 項

約上のキャッシュ・フローの義務を履行する能力を低下させる可能性があるが、必ずしも低下させるとは限らない場合に信用リスクが低いとみなされると述べられている。²⁵ ただし、担保は、金融商品の信用リスクが低いかどうかに影響しない。

低い信用リスクについての説明は、格付け機関による「投資適格」資産の定義におおむね相当する。これは、スタンダード&プアーズやフィッチの BBB・やムーディーズの Baa3 に相当するか、それより上である。しかしながら、外部格付け機関によって提供されるデフォルト率は過去の情報であることに注意が必要である。企業は、こうした過去のデフォルト率のソースを理解し、ECLを測定する際又は信用悪化を評価する際は、現在及び将来予測的な情報とするために当該データをアップデートする必要がある。また、格付けは将来予測的であるものの、信用格付けの変更は適時に反映されない場合があるとされている。よって企業は、エクスポージャーが低いリスクであるかどうかを評価するにあたり、格付けの予想される変更を考慮しなければならない場合がある。

3.1.2 ECL の測定及び認識

IFRS 第 9 号において、信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額(すなわち、すべてのキャッシュ・フロー不足額)を、当初の EIR で割り引いたものであると定義されている。また、ECL は「信用損失をそれぞれのデフォルト・リスクでウェイト付けした加重平均」と定義されている。²⁶ 予想キャッシュ・フローには、保有している担保の売却又は契約条件と不可分の他の信用補完により生じるキャッシュ・フローが含まれる。

全期間の ECL とは、金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じうるデフォルト事象から生じる予想信用損失をいう。すなわち、企業は金融商品について予想存続期間中のデフォルト発生のリスクを見積らなければならない。 12 カ月の ECL は、全期間の予想信用損失のうち、報告日後 12 カ月以内に生じうるデフォルト事象から生じる予想信用損失を表す部分と定義されている。 27

金融機関は、デフォルト確率(PD: Probability of Default)、デフォルト時損失率(LGD: Loss Given Default)、デフォルト時エクスポージャー(EAD: Exposure at Default)等のデータをはじめ、既に高度な予想損失モデルや自己資本規制のためのシステムを有している場合が多いが、非金融機関の多くは、そうした情報を補足するためのモデルやシステムを有していないと考えられるが、たとえば上場債券など格付けのある金融商品については、外部格付け機関が示した過去のデフォルト率を使用できる可能性がある。また、クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)スプレッドや債券スプレッドを使用できる場合もある。さらに、上場社債に関しては、一般的に LGD は 60%程度と想定されている。

弊社のコメント

スタンダード&プアーズなどの格付け機関の信用格付けにより示される過去のデフォルト率は、社債の過去のデフォルト率であるため、無調整のままではIFRS 第9号の規定を満たさないことに注意しなければならない。IFRS 第9号では、現在の状況及び将来の状況の予測に基づく ECL の計算を、合理的で裏付け可能な情報に基づいて行うことが求められている。相場価格のある債券に対してIFRS 第9号の減損規定を適用するうえでの大きな課題は、格付けごとの過去の貸倒実績が、たとえば CDS スプレッドや債券スプレッドに反映される市場の見解と大きく異なる場合があることである。

ECL の測定は、金融資産が格付けされていない場合や、市場で観察可能な情報が利用可能ではない場合にはさらに難しくなり、一層の判断が要求される。そのような場合、貨幣の時間価値を反映した偏りのない確率加重金額を導き出すために、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコスト又は労力を掛けずに利用可能な合

²⁵ IFRS 第 9 号 B5.5.22 項

²⁶ IFRS 第 9 号付録 A

²⁷ IFRS 第 9 号付録 A 及び B5.5.43 項

理的で裏付け可能な情報に基づき、合理的に起こりうる損失発生のシナリオとそれぞれの確率を見積ることが要求される。²⁸

どの ECL アプローチを適用する場合でも、企業は ECL を測定するにあたり以下を考慮する必要がある。

- ▶ ECL を見積もる期間:企業は、最長の契約期間(借手の延長オプションを含む)を考慮しなければならない。しかし、リボルビング信用枠(たとえば、クレジットカードや当座貸越枠)に関しては、この期間は契約期間を超えて、企業が信用リスクに晒される期間まで延長され、ECL は信用リスク管理行動によって削減されない。これは過去の実績に基づいて算定されるためである。
- ► 結果の確率加重:企業は起こりうるシナリオのすべてを特定する必要はないが、信用損失 が発生する可能性を、その可能性がどんなに低くても考慮しなければならない。これは、最 も可能性の高いシナリオや単一の最良の見積りとは異なる。
- ▶ 貨幣の時間価値:金融資産に関しては、ECL は、当初認識時に算定した EIR の近似値を用いて報告日まで割り引く。ローン・コミットメント及び金融保証契約に関しては、結果的に生じる資産の EIR が適用されるが、これが算定可能でない場合には、キャッシュ・フローのリスクを表す現在の利率を用いる。
- ▶ 合理的で裏付け可能な情報:企業は、報告日時点で合理的に利用可能な、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関する合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。企業は、損失の見積りと実際の損失の間の差異を低減するために、ECL の見積りのバック・テストを行い、再補正を行うべきかどうかを考慮しなければならない。

償却原価で測定される金融商品の ECL は、資産の総額での帳簿価額に対して貸倒引当金として認識され、結果的に生じる損失は純損益に認識される。

FVOCI で測定される負債性金融商品に関し、ECL が財政状態計算書の帳簿価額から減額されることはなく、帳簿価額は公正価値のままとなる。代わりに、資産が償却原価で測定された場合に生じる引当金に等しい金額が、「減損累計額」として OCI に認識される。すなわち、減損損失(又はその戻入れ)が純損益に計上され、それに対応する金額が OCI に認識される。

弊社のコメント

事業会社においては、営業債権は短期的な性質を有することから、ECL モデルを適用しても ほとんどの営業債権に関する貸倒引当金が大きく増加する可能性は低いと考えられる。さら に、IFRS 第9号には実務上の便法(具体的には引当マトリクス詳細は3.2参照)が含まれて おり、これは短期営業債権に係る貸倒引当金の測定に役立つはずである。

しかしながら、当該モデルにより、償却原価又は FVOCI で測定される長期営業債権、銀行預金及び貸付金、ならびに負債性証券の測定に関して問題が生じる可能性がある。たとえば、現在 IAS 第 39 号に基づき売却可能金融資産に区分されている負債証券から構成される多額のポートフォリオを保有している事業会社は、それらの負債証券が SPPI テストを満たし、当該負債証券を契約上のキャッシュ・フローの回収と売却を目的とするビジネスモデルのもとで保有している場合、当該負債証券を FVOCI に分類する可能性が高い。こうした証券に関し、企業は、それが高格付けの負債証券(たとえば AAA 格や AA 格の債券)であっても、12カ月の ECL に基づく貸倒引当金を認識することが要求される。

例示 3-2 では、FVOCI で測定される負債性金融商品(内容は上記 2.2 で説明している)に対する投資に、原則的アプローチがどのように適用されるかを示している。

-

²⁸ IFRS 第 9 号 5.5.17 項

例示 3-2 -FVOCI で測定される負債性金融商品に対する投資への原則的ア プローチの適用

開示

Choco 社は、上場債券に原則的アプローチを適用し、取得以降、信用リスクの著しい増大が 生じているかどうか(よって 12 カ月 ECL と全期間 ECL のどちらを引当てるべきか)を判断し なければならない。

当該債券はFVOCIで測定されるものの、IFRS 第9号の減損規定を適用し、減損による価値の変動を減損損失として純損益に表示することが求められている。当該債券には外部格付けがあり、現在の格付けによれば信用リスクが低いことが示唆されることから、Choco 社は、上記で説明した低い信用リスクに係る運用上の単純化を適用する。

以下の数値例は、IFRS 第 9 号の適用ガイダンス設例 13 に基づいているが、²⁹ 信用リスクが著しく増大したとされる期間を追加している。

Choco 社は公正価値が CU1,000 の債券を 20X0 年 12 月 15 日に購入し、当該債券を FVOCI で測定する。当該債券は、10 年の契約期間にわたり金利が 5%であり、EIR は 5%である。当初認識時に、企業は、当該資産は購入又は組成した信用減損金融資産ではないと 判断する。

債券の取得

借方 金融資産-FVOCI

CU1,000

貸方 現金

CU1.000

20X0 年 12 月 31 日(最初の報告日)、市場金利の変動の結果、当該債券の公正価値は CU950に減少した。フィッチによる当該債券の格付けは AA+であり、Choco 社は、低い信用 リスクに係る単純化を適用して、信用リスクは当初認識以降、著しく増大していないため、12 カ月 ECL を測定すべきであると判断する。 ECL を計算するにあたり、Choco 社は AA+の格付けについて示唆される 12 カ月 PD(この例では 2%と推定)と60%の LGD を適用し、その結果 12 カ月 ECL は CU12 となる。単純化のため、金利収益の仕訳は記載していない。

公正価値の減少をOCI を通じて認識し、減損を純損益を通じて計上する。

借方 その他の包括利益

CU38

借方 減損損失(純損益)

CU12

貸方 金融資産-FVOCI

CU50

非金融機関のための IFRS 第9号

²⁹ IFRS 第 9 号 IE78-IE81 項

例示3-2 -FVOCIで測定される負債性金融商品に対する投資への原則的アプロ 一チの適用(続き)

20X1 年 12 月 31 日(2 回目の報告日)、市場金利の変動に加え、発行者の事業及び経済 状況の悪化に対する発行者のエクスポージャーから生じる不確実性を原因として、当該債券 の公正価値はさらに減少し CU850 になった。このエクスポージャーにより、当該債券のデフ ォルト発生リスクは著しく増大した(これは、フィッチによる外部格付けが BBB-(すなわち投資 不適格)に引き下げられたことにより裏付けられた)。よって Choco 社は、信用リスクが著しく 増大したと結論付けた。BBB-格に関して示唆される全期間の PD(15%と推定)及び 60%の LGD に基づき、Choco 社は全期間の予想損失は CU90 であると算定する。

公正価値の減少をOCIに認識し、減損を純損益を通じて計上する。

借方 その他の包括利益 CU22 借方 減損損失(純損益) CU78

貸方 金融資産-FVOCI CU100

20X2年1月1日、Choco社は当該日現在の公正価値であるCU850で当該債券を売却することを決定した。

売却日時点で当該債券の認識を中止する。

借方 現金 CU850

貸方 金融資産-FVOCI CU850

当該債券の処分時に、OCIの剰余金累計額を純損益にリサイクルする。

借方 損失(純損益) CU60

貸方 その他の包括利益 CU60

例示 3-3 では、セクション 2.2 で説明したように、償却原価で測定される親会社への貸付金に、原則的アプローチがどのように適用されるかを示している。

例示 3-3 -償却原価で測定される貸付金への原則的アプローチの適用

Choco 社は、営業債権、契約資産及びリース債権についての簡便的アプローチの適用範囲に含まれないことから、親会社への貸付金に原則的アプローチを適用しなければならない。

Choco 社は、当該貸付金の組成以降、信用リスクの著しい増大が生じているかどうか(よって12カ月 ECL と全期間 ECL のどちらを引当てるべきか)を判断しなければならない。(当該貸付金が当初認識時点で信用減損していないと仮定し、)当初認識時に Choco 社は、全期間 ECL のうち、報告日後 12カ月以内の PD に関連する部分に基づき貸倒引当金を認識する。信用リスクが著しく増大している場合、Choco 社は全期間 ECL に基づき貸倒引当金を認識する必要がある。

貸付金が30日超の期日経過となっている場合には、信用リスクが著しく増大しているとの反証可能な推定が存在する。親会社への貸付金は無利子であることから、期日経過情報は利用可能ではない。Choco社は、当該貸付金に関して信用リスクが著しく増大しているかどうかを評価するにあたり、以下のような定性的要因を考慮する。

- ▶ 親会社の主要セグメントの廃止などにより生じる、親会社の営業成績についての不利 な予測
- ▶ 親会社の運転資本の不足又は流動性の問題に関する証拠
- ▶ 信用リスクの増大を示す親会社の信用スプレッドの変動、又は発行されている債券の 外部格付けが悪化していないかどうか(親会社は予想存続期間が同じ債券を発行して いると仮定)

上記の例示 3.2 で適用した方法と同様に、Choco 社は、当該貸付金の信用リスクが著しく増大しているかどうかの判断、及び ECL を計算するにあたり、利用可能であれば格付けにより示唆される PD、あるいは CDS 又は債券スプレッドを使用することができる。そうした情報が利用可能でない場合には、他の合理的で裏付け可能な情報に基づき、ECL を計算するために必要なすべてのパラメーターを見積もらなければならない。このアプローチでは、判断を用いることが必要になる可能性が高い。

償却原価で測定される金融資産に分類される、当座勘定等の現金及び現金同等物にも原則的アプローチが適用される。しかし、当座勘定は要求払であることから、12 カ月の予想損失も全期間の予想損失も同じである。すなわち、予想信用損失は少額となるであろう。しかしながら、原則的アプローチが適用されるため、企業は著しい悪化を特定するために信用リスクを追跡することが必要になる。これは、当該情報が開示のために必要なためである。30

3.1.3 金融保証契約

原則的アプローチは、FVPLで測定されない、従来はIAS第37号に基づき減損を処理していたローン・コミットメント及び金融保証契約にも適用されるため、今後は、IFRS第9号に従い12カ月ECL又は全期間ECLを引当て計上しなければならない。しかし、以下の表に示すように、減損に係る一定の主要な要素を適用することで、さらに明瞭化を図ることができる場合がある。

例示 3-4 -金融保証契約へ	の原則的アプローチの適用
減損規定を適用するうえでの 当初認識日	企業が当該保証の当事者となった日
ECL を見積もる期間	企業が信用を供与する現在の契約上の義務を有している 最長の契約期間
ECL を測定するうえでのキャッ シュ不足額	キャッシュ不足額とは、発生した信用損失について保有者に弁済するための支払見込額から、企業が保有者、債務者又は他の者から受け取ると見込んでいる金額を控除したものをいう。
ECL の割引に用いられる利率	キャッシュ・フローのリスクを表す現在の利率が用いられる。
信用リスクの著しい増大の評 価	所定の債務者が当該契約についてデフォルトになるリスク の変動

3.2 簡便的アプローチ

簡便的アプローチでは、信用リスクの変動の追跡は求められないが、その代わり常に全期間 ECL を認識することが要求される。重大な金融要素を含まない営業債権又は契約資産については、簡便的アプローチの適用が要求される。重大な金融要素を含む営業債権又は契約資産、ならびにリース債権については、簡便的アプローチを適用するか、原則的アプローチを適用するかを会計方針として選択することができる。

IFRS 第9号は、営業債権に係る ECL を算定するための実務上の便法として、引当マトリクスを使用することを認めている。多くの事業会社は、既に現在も貸倒引当金の算定に引当マトリクスを使用しているかもしれないが、その場合であっても、どのように将来予測的な情報を過去の顧客のデフォルト率に織り込めるかを検討する必要がある。また、債権を類似の損失パターンを有するさまざまな顧客セグメントにグループ分けする必要がある(たとえば、地域、商品の種類、顧客の格付けや担保の種類)。

例示 3-5 では、重大な金融要素のない営業債権に簡便的アプローチがどのように適用されるかを示している。

非金融機関のための IFRS 第9号

³⁰ Applying IFRS - Impairment of financial instruments under IFRS 9 (December 2014) - セクション 12.3 'Quantitative and qualitative information about amounts arising from expected credit losses' または、Applying IFRS - ITG discusses IFRS 9 impairment issues at December 2015 ITG meeting (December 2015)8 ページも参照

例示 3-5 -営業債権への簡便的アプローチの適用

Choco 社は、営業債権は請求日から 30 日以内に期日が到来することから、当該営業債権には重大な金融要素は含まれないと判断する。したがって、Choco 社は簡便的アプローチを適用し、当該営業債権に関し全期間の ECL を認識しなければならない。Choco 社は、簡便的アプローチのもとで ECL を計算する実務上の便法として引当マトリクスを適用する。

以下、IFRS 第9号の設例 12を Choco 社の状況に当てはめている。31

Choco 社は、20X1 年 12 月 31 日現在、CU30 百万の営業債権のポートフォリオを保有しており、1 つの地域のみで営業している。顧客基盤は多数の顧客で構成され、営業債権は、契約条件に従って支払われるべきすべての金額を支払う顧客の能力を表す、共通のリスク特性によって区分されている。

引当マトリクスは、観察された過去のChoco社のデフォルト率を基礎としており、将来予測的な見積りについて調整されている。報告日ごとに、観察された過去のデフォルト率は更新され、将来予測的な見積りの変更が分析される。このケースでは、経済状況(たとえば国内総生産など)が翌年度に悪化し、その結果、小売部門でデフォルトの件数が増加すると予測されている。失業率とECLの間の相関関係、ならびにその影響の規模の評価には重要な判断が必要となることに注意が必要である。

多数の小規模顧客からの営業債権は CU30 百万にのぼり、引当マトリクスを使って測定される。

	期日経過なし	1-30 日 の 期 日 経 過	31-60日 の 期日経過	61-90 日の 期日経過	90 日 超 の 期日経過
損失率	0.3%	1.6%	3.6%	6.6%	10.6%
		総額での	帳簿価額	当金(総額で	による貸倒引 ぎの帳簿価額 5想信用損失
期日経過なし		CU15,	000,000	C	CU45,000
1-30 日の期日	1経過	CU7,	500,000	CL	J120,000
31-60 日の期	日経過	CU4,	000,000	CL	J144,000
61-90 日の期	日経過	CU2,	500,000	Cl	J165,000
90 日超の期日	1経過	CU1,	000,000	CL	J106,000
		CU30,	000,000	CL	J580,000

重大な金融要素のない営業債権に関して全期間 ECL を算定するにあたり、貨幣の時間価値に 重要性はないため、貨幣の時間価値を考慮する必要はない。よって ECL を割り引く必要はなく、 仮に行うとしても 0%で割り引くことになる。

3.3 組成した信用減損金融資産

取得又は購入した時点で信用減損しているとみなされる金融資産に関する EIR は、見積キャッシュ・フローにおいて当初の全期間 ECL を考慮して計算されることにより、信用調整後の EIR となる。

これにより、当該 EIR を用いて算定される当初認識時の公正価値は、全期間予想損失を既に考慮に入れていることになるため、追加の 12 カ月 ECL 貸倒引当金は生じない。取得又は組成した時点で資産が信用減損しているかどうかの指標は、ステージ 3 と同じである。報告日ごとに、企業は見積キャッシュ・フローを更新し、それに応じて貸倒引当金を調整する。

•

³¹ IFRS 第 9 号 IE74-IE77 項

3.4 減損に関する開示

減損に関する開示は、IFRS 第 7 号で要求される現行の開示と比べ、大幅に拡充されている。新しい開示の目的は、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を利用者が理解できるようにすることである。

開示では、以下を提供しなければならない。

- ▶ 企業の信用リスク管理実務、ならびに当該実務が ECL の認識及び測定にどのように関係しているのかに関する情報(当該損失の測定に用いた方法、仮定及び情報を含む)32
- ▶ ECL から生じた財務諸表上の金額を財務諸表利用者が評価できるようにするための定量 的情報及び定性的情報(当該損失の金額の変動及び変動の理由を含む)³³
- ▶ 企業の信用リスク・エクスポージャー(すなわち、金融資産及び信用供与のコミットメントに固有の信用リスク)に関する情報(重大な信用リスクの集中を含む)³⁴

弊社のコメント

ECL に係る貸倒引当金を見積もるためだけではなく、IFRS 第7号の新たな開示規定を満たす十分に詳細な情報を作成するためにも、信用リスク管理と財務報告システム及びプロセスを整合させることが企業にとって非常に重要である。

信用リスクに関する開示規定は、2013 年公開草案で提案されていたよりも負担が小さくなっている。とはいえ、IFRS 第 7 号の現行の開示規定と比べると大幅に拡充されており、詳細な適用ガイダンスにより補足されている。信用リスクに関する新しい開示規定により、財務諸表の利用者は企業の信用リスク管理実務、信用リスク・エクスポージャー、予想信用損失の見積り、ならびに信用リスクの変動を、より良く理解できるようになる。この目的を満たすために、企業は以下をはじめとする定量的情報と定性的情報の両方を開示する必要がある。

- ▶ 低い信用リスク及び30日超の期日経過に係る運用上の単純化を含む、金融商品の信用リスクの著しい増大を判定するために用いたインプット、仮定及び見積り(ならびにその変更)
- ▶ デフォルトの定義及び将来予測的な情報をどのように織り込んだのかを含む、12 カ月及び 全期間の ECL を測定する際に用いたインプット、仮定及び技法(ならびにその変更)
- ▶ 予想信用損失を集合的ベースで測定した場合には、金融商品をどのようにグループ分けし たのか
- ▶ 担保及び他の信用補完が予想信用損失の見積りにどのような影響を及ぼすか(保有している担保の内容及び質の記述、信用減損している金融資産の担保についての定量的情報を含む)
- ▶ 貸倒引当金の期首残高から期末残高への調整表及び変動に関する説明。この開示は、以下について個別に示すことが要求される。
 - ▶ 12 カ月の ECL を使って測定される金融商品
 - ▶ 全期間の ECL を使って測定される金融商品、当初認識時に信用減損している金融資産
 - ▶ 事後的に信用減損した金融資産
 - 簡便的アプローチに基づき測定された営業債権、契約資産及びリース債権

32 Applying IFRS - Impairment of financial instruments under IFRS 9 (December 2014) - Section 12.2 'Credit risk management practices' を参照

IFRS第9号では信用リスクに関する開示規定が大幅に拡充されている。

³³ Applying IFRS - Impairment of financial instruments under IFRS 9 (December 2014) - Section 12.3 'Quantitative and qualitative information about amounts arising from expected credit losses' を参照

³⁴ Applying IFRS - Impairment of financial instruments under IFRS 9 (December 2014) - Section 12.4 'Credit risk exposure' を参照

- ▶ 当期中に生じた金融商品の総額での帳簿価額の著しい変動が、貸倒引当金の変動にどの ように影響したのかの説明
- ▶ 金融資産が信用減損しているかどうかを判定するために用いたインプット、仮定及び技法 (ならびにその変更)
- ▶ 条件変更された金融資産に関する定性的開示及び定量的開示
- ► 企業の信用リスク・エクスポージャー及び重大な信用リスクの集中に関する定性的開示及 び定量的開示
- ▶ 直接償却の方針、及び当期中に直接償却し、引き続き履行強制活動の対象となっている金額

企業は、どの程度の詳細を開示するか、開示規定のさまざまな側面にどの程度重点を置くか、 集約又は分解の適切なレベル、及び、開示した定量的情報を評価し、上記目的を満たすために 必要な追加の説明又は情報を決定する必要がある。

下記の例示 3-6 では、Choco 社の貸倒引当金の調整表の開示例を示している。調整表は、金融資産のクラス別に示さなければならない。下記の例示では、社債に対する投資の例を用いている。

例示 3-6 -貸倒引	当金の	調整表				
社債に対する投資に 係る貸倒引当金 単位:CU 千	12 カ 月の ECL	全期間 ECL—信用 減損金融資 産以外の金 融資産	全期間 ECL—信用 減損金融資 産	全期間 ECLLプ適便 のチを営業契び たと関係的 を構築し を関係的 を関係的 を関係的 を関係的 を関係的 を関係的 を関係的 を関係的		合計
2018年1月1日現 在 ⁽⁵⁾ :	56.3	247.4	36.7	ス債権 n/a	3.4	343.8
為替換算調整及びそ の他調整 ⁽³⁾ :	2.4	9.3	1.8		(0.7)	12.8
直接償却額	(2.8)	(9.6)	(13.5)	n/a	(1.2)	(27.1)
割引の振戻し(1)	0.5	7.4	1.7	n/a	0.1	9.7
組成又は購入した新 規の金融資産 ⁽¹⁾	12.7	-	-	n/a	-	12.7
以下への振替(1)						
▶ 12 カ月の ECL	4.3	(12.7)	(0.4)	n/a	-	(8.8)
▶ 全期間 ECL—信用 減損金融資産以外 の金融資産		22.8	(3.4)	n/a	-	14.2
▶ 全期間 ECL—信用 減損金融資産	(2.4)	(14.7)	23.3	n/a	-	6.2
当期中に認識を中止 した(直接償却してい ない)金融資産(すな わち、償還、条件変 更、売却等) ⁽²⁾	(14.6)	(23.8)	(2.4)	n/a	(3.7)	(44.5)
モデル/リスク・パラメ ーターの変更 ⁽¹⁾	3.4	8.1	2.7	n/a	1.6	15.8
2018年12月31日現在	54.6	234.2	46.5	n/a	(0.5)	334.8

(1)割引の振戻しによる金額は純損益に計上される。このとき、当該金額は「12カ月 ECL」、「全期間 ECL―信用減損金融資産以外の金融資産」及び「全期間 ECL―簡便的アプローチを適用した営業債権、契約資産及びリース債権」については減損費用に計上されるが、「全期間 ECL―信用減損金融資産」及び「購入又は組成した信用減損金融資産」については金利収益の減額として間接的に計上される。35

振替に関し、「全期間 ECL―信用減損金融資産以外の金融資産」、「全期間 ECL―信用減損金融資産」及び「全期間 ECL―簡便的アプローチを適用した営業債権、契約資産及びリース債権」の列の数値は全期間 ECL であり、「12 カ月 ECL」の列の数値は 12 カ月 ECL のみであるため、列によって金額が異なる点に注意が必要である。すべての列の正味の影響が、純損益への正味の影響になる。

また、表中の数値は、これらのさまざまな項目が適用される順番によって変わる(たとえば、列間の振替が、リスク・パラメーターの変動より前に計算されたかどうか)。同様に、当期中に認識された新規の資産の「全期間 ECL—信用減損金融資産以外の金融資産」及び「全期間の ECL—信用減損金融資産」の列には何も記入していないが、期末時点でのみ減損テストが行われる場合、厳密には何らかの数値が記入される可能性がある。資産は、最初の減損テストの前に信用リスクが著しく増大している場合があるが、そのような場合には「12 カ月 ECL」の列からの振替は行われない。

(2)これらの金額はいずれも純損益における減損費用には反映されない。償却原価と認識の中止時に受領した対価との間に差額がある場合には、純損益に計上され、開示が要求される新しい表示科目である「償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた利得及び損失」に表示される。

(3)海外子会社の換算替えに関係する場合、この金額の一部は、為替差損益として純損益に計上され、一部はOCIを通じて計上される可能性がある。

(4)負債性金融商品に対する投資には、簡便的アプローチは適用されない。

(5)説明のため、一期間のみを表示している。ただし、企業は、適用開始年度の後は比較期間についても当該情報を開示する必要がある。

非金融機関のための IFRS 第9号

^{35 「}Applying IFRS - ITG が、2015 年 12 月の会議で IFRS 第 9 号の減損に関する論点を議論(2015 年 12 月) ペーパー9 - 信用減損金融資産の貸倒引当金の測定」を参照

4. ヘッジ会計

IAS 第 39 号に基づくヘッジ会計は、複雑で規則主義であり、結局のところ企業のリスク管理活動が反映されていないとしばしば批判の対象とされている。そこで、IFRS 第 9 号では、「企業のリスク管理活動の効果を財務諸表に反映させること」が目的とされた。そのため、一部の恣意的な規則は、より原則主義的な規定に置き換わり、より多くのヘッジ手段及びヘッジ対象がヘッジ会計の要件を満たすことになった。これによって、より多くのリスク管理戦略がヘッジ会計に適格となり、企業のリスク管理戦略、ヘッジの論理的根拠、及びヘッジが財務諸表に与える影響の間の関連性が改善されるはずである。

主な変更の概要

- へッジ有効性のテストは、将来に向かってのみ行われ、ヘッジの複雑性次第ではあるが、定性的な判定で足りる場合もある。また、従来の80-125%という有効性の数値基準は廃止され、その代わりにヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係、及び信用リスクがその経済的関係に及ぼす影響に焦点を当てた客観的判定に置き換えられた。
- ▶ IFRS 第9号は、非金融項目のリスク要素が個別に識別可能で、かつ信頼性をもって測定可能な場合、当該リスク要素をヘッジ対象に指定することを容認している。IAS 第39号において、これは、金融項目について、又は為替リスクのヘッジについてのみ可能であった。
- ▶ IFRS 第9号では、ヘッジコストの概念が導入されている。オプションの時間価値、先渡契約の先渡要素、及び外国為替ベーシス・スプレッドは、金融商品のヘッジ手段の指定から除外し、ヘッジコストとして会計処理することができる。すなわち、ヘッジコスト相当分の公正価値の変動は売買目的金融商品のように純損益に直ちに計上するのではなく、取引コストと同様(ベーシス・アジャストメントを含む)に、一定の方法で純損益に配分される。当該公正価値の変動額は一時的に OCI に認識される。
- ▶ レイヤー(階層)指定や純額ポジションをはじめ、従前の基準と比べ、より多くの項目グループをヘッジ対象に指定することが可能になる。

IFRS 第 9 号には、より目的適合性の高い情報を提供することを目的とした、より広範な開示規定が導入されている。

へッジ会計の基本は、IFRS 第 9 号になってもほとんど変わらない。ヘッジ会計は引き続き任意であり、ヘッジ関係の種類も公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資のヘッジと変わらず 3 種類である。しかし、IFRS 第 9 号は、ヘッジ剰余金に累積された金額の会計処理についてはIAS 第 39 号よりも厳しい規定を設けている。会計処理は、基礎となるヘッジ対象取引の性質に応じて決まる。ヘッジ対象取引によって非金融資産/負債が認識される場合、OCIに含まれている金額は、認識された非金融資産/負債へのベーシス・アジャストメントとして処理することが求められる。それ以外のすべての場合では、ヘッジされたキャッシュ・フローが純損益に影響を与える時点で、OCI を純損益に振り替える。

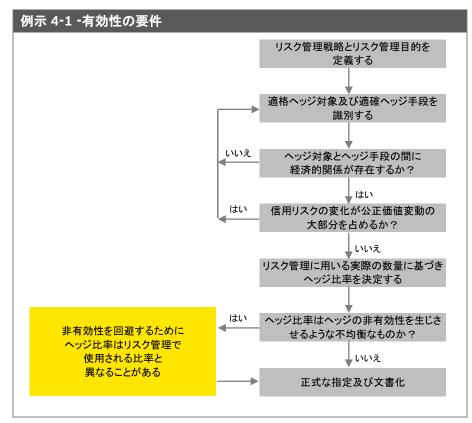
ヘッジ会計に関する規定について詳しく説明する代わりに、このセクションでは、非金融機関にとって、より関連性があると思われる、IAS 第39号とIFRS 第9号におけるヘッジ会計の違いに焦点を絞っている。36

非金融機関のための IFRS 第9号

^{36 「}Applying IFRS - IFRS 第 9 号のヘッジ会計(2014 年 2 月)」を参照

4.1 適格要件

ヘッジ関係の指定の際に求められるステップを、以下のフローチャートにまとめている。



IFRS 第9号では、リスク管理戦略とリスク管理目的が区別されている。

- ▶ リスク管理戦略は、企業がリスクをどのように管理するかを決定するレベルで策定され、企業が晒されているリスク、ならびにリスク管理活動によりそれらのリスクに対応すべきか、また、どのように対応すべきかを特定するものである。たとえば、リスク管理戦略はローン金利の変動をリスクと捉え、そうしたローンに関する固定及び変動利率の割合について特定の目標レンジを識別する。当該戦略は一般的には比較的長期間にわたり維持されるが、環境の変化に対応するためにある程度柔軟性を持たせている場合もある。
- ▶ リスク管理目的は、リスク管理戦略とは対照的に、個々のヘッジ関係のレベルで設定され、特定のヘッジ手段が特定のヘッジ対象をヘッジするためにどのように指定されるかを定義する。たとえば、ある固定金利負債を変動金利負債に「転換」するために金利スワップがどのように用いられるかを定義する。したがってリスク管理戦略は一般的に、多くのリスク管理目的によって裏付けられる。

リスク管理戦略とリスク管理目的の違いを理解することが非常に重要である。リスク管理目的に変更があった場合、あるいは企業がその目的を追求しなくなった場合、企業はそのリスク管理目的の下で指定したヘッジ関係についてヘッジ会計の適用を中止しなければならない。したがって、リスク管理目的に変更がない場合には、ヘッジ会計を任意で中止することは認められない。

IAS 第 39 号と同様に、ヘッジ会計の要件を満たすためには、ヘッジ関係は適格ヘッジ手段と適格ヘッジ対象で構成されなければならない。ただし、IFRS 第 9 号では、適格なヘッジ対象とみなされる範囲について一部変更が加えられている(下記 4.3 で説明している非金融項目のリスク要素のヘッジ指定はその一例である)。

ヘッジ関係の開始時には、IFRS 第9号においても正式な指定と文書がなければならない(当該 ヘッジ関係の基礎となる企業のリスク管理目的が、リスク管理戦略全体にどのように整合するのかを含む)。当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、及びヘッジされるリスクの性質の識別について、ならびにヘッジ関係がヘッジの有効性の要求事項を満たしているかどうかを企業が判

定する方法が含まれていなければならない(これには、ヘッジ比率及び非有効部分の潜在的な 発生原因についての文書化も含まれる)。

IFRS 第9号の下では、以下の有効性要件の双方を満たす場合に、ヘッジ関係はヘッジ会計の要件を満たす。

- ▶ ヘッジ対象とヘッジ手段の間に「経済的関係」があること。
- ▶ 信用リスクの影響が、経済的関係から生じる「価値変動の大部分を占める」ことがない。

へッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と、企業がヘッジ対象の当該数量をヘッジするために実際に使用するヘッジ手段の量の比率と同じであること。ただし、その指定は、ヘッジ会計の目的と不整合となる会計処理になる可能性のあるヘッジ非有効部分(認識されているかどうかに関係なく)を作り出すような、ヘッジ対象とヘッジ手段のウェイト付けの不均衡を反映するものであってはならない。37 さらに IFRS 第9号では、リスク管理目的のヘッジ比率を修正しない結果としてヘッジ会計の目的と不整合となる会計結果が生じる場合には、ヘッジ会計の適格要件を満たさないとされている。この濫用防止規定は、IASB が意図的なアンダー・ヘッジを特に懸念したために導入された。すなわち、キャッシュ・フロー・ヘッジの非有効部分の最小化や、公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象に対する追加の公正価値調整を生み出すことを目的とした、意図的なアンダー・ヘッジや、オーバー・ヘッジはできないということである。38

4.1.1 経済的関係

ヘッジ手段とヘッジ対象は、経済的合理性に基づき、ヘッジ対象リスクの変化に対して逆方向に動くことが見込まれていなければならない。統計的な相関関係は、経済的関係の裏付けとなる場合があるが、(相関自体は因果関係を示唆するものではないため)それ単独では決定要因にはならない。この決定を行うには、定量的要因と定性的要因の両方を考慮しなければならず、リスク管理目的に合致することが予想されるかどうかを確かめるために、ヘッジ期間中に生じうるヘッジ関係の動きを分析することも求められる。我々は、経済的関係が存在しない場合に企業が経済的な目的でヘッジを行うことは稀であろうと考えている。

4.1.2 信用リスクの影響

信用リスクは、相手方の信用リスク又は企業の自己の信用リスクという形で、ヘッジ手段とヘッジ対象の両方について生じる可能性がある。ヘッジ会計を達成するためには、信用リスクによる影響が、ヘッジ対象又はヘッジ手段の価値変動の大部分を占めるほどであってはならない。

ヘッジ関係の大部分を占める信用リスクの一例は、企業が無担保のデリバティブを使用してコモディティ価格リスクに対するエクスポージャーをヘッジし、当該デリバティブの相手方の信用度が著しく低下する場合である。この場合、相手方の信用度の変化がヘッジ手段の公正価値に与える影響が、コモディティ価格の変動による影響を上回る可能性がある。39

ヘッジ対象及びヘッジ手段の担保化は、関与する両当事者の信用リスクを著しく軽減するため、 信用リスクが公正価値の変動の大部分を占める可能性は低い。

弊社のコメント

IFRS 第9号において「大部分を占める(dominate)」は定義されておらず、企業は、どのような場合に比較的高めの閾値に達するのか判断が求められる。実務において、リスク管理者は、信用リスクが経済的関係から生じる価値変動の大部分を占める前に、エクスポージャーをヘッジする別の方法を探ることが一般的である。

4.1.3 ヘッジ比率の設定

ヘッジ比率とは、ヘッジ対象の金額とヘッジ手段の金額の間の比率をいう。リスク管理者は、通常、ヘッジの有効性を最大化するようにヘッジ比率を設定するが、ヘッジ対象とヘッジ手段は必ずしも原リスクの変動に対して同じ感応度を有しないため、ヘッジ比率は 1:1 になるとは限らない(この感応度の違いは、ベーシス・リスクと呼ばれる)。会計上使用されるヘッジ比率は、一般

³⁷ IFRS 第 9 号.6.4.1(c)項

³⁸ Applying IFRS - IFRS 第 9 号のヘッジ会計 (2014 年 2 月) - 例 22 及び 23 を参照

³⁹ IFRS 第 9 号 B6.4.8 項

IFRS 第9号に基づくバランス再調整により、企業は中止と再指定を行うことなくヘッジ比率を改善し、そうすることによって非有効部分が計上される原因を低減することができる。

的にはリスク管理目的で使用するヘッジ比率と同じになるはずであるが、経済上使用されるヘッジ手段の金額は会計上指定されるヘッジ手段の金額と同じである必要はない(たとえば、企業が 97 トンの銅の価格エクスポージャーを有しており、当該エクスポージャーを、リスク管理目的で 100トンの銅の先物契約を使って完全にヘッジしていたとする。この場合、90トンに関してのみヘッジ会計を適用することを選択することもでき、先物契約の 92.8 トン(100 の 90/97)のみがヘッジ手段に指定されることになる)。

4.2 ヘッジ比率のバランス再調整

新しく導入されたバランス再調整という概念は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の予想される変動を反映するためにヘッジ比率に加えられる変更のみを指す。ヘッジ対象又はヘッジ手段の数量に加えられるその他の変更はバランス再調整ではない。したがって、バランス再調整は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間にベーシス・リスクが存在する場合にのみ関係するものである。さらに、過去における感応度の変動から生じた非有効部分は既に純損益に認識されているはずなので、バランス再調整は、将来的なヘッジ対象とヘッジ手段の間に予想される相対的な感応度のみに影響を及ぼす。

また、経済的関係がもはや存在しなくなった場合(たとえば、ペッグ制度の廃止)には、ヘッジ会計を中止しなければならない。経済的関係の有無はヘッジ比率を調整しても変更できない事実であることから、これは理に適っていると言える。信用リスクの影響についても同じことが言える。信用リスクがヘッジ関係の大部分を占めるようになった場合、企業はヘッジ会計を中止しなければならない。

しかし、ヘッジ対象とヘッジ手段が予想どおり相関して動かない場合には、ヘッジ比率を調整しなければならないことがある。企業は、予想どおり動かない傾向が続くことが見込まれるかどうかを評価しなければならない。当該傾向が続くことが見込まれる場合には、その予想される関係の変化を反映するようにヘッジ比率のバランス再調整を行う可能性が高い。IFRS 第9号に定められるバランス再調整によって、ヘッジ関係を中止したり再指定することなくヘッジ比率を調整することが可能になるため、ヘッジ関係の中止と再開によって生じる非有効部分の計上が減少することになる。

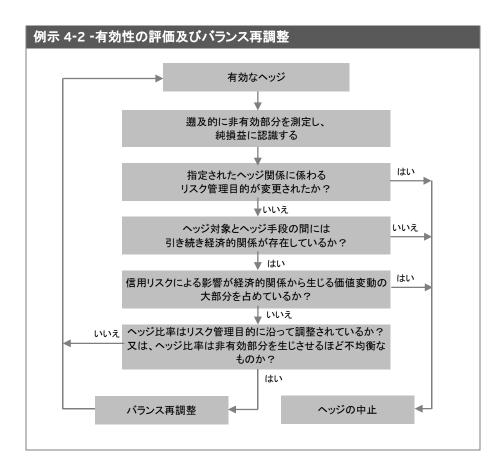
企業は、常に最適な比率が指定されるようにベーシス・リスクのすべての変動についてバランス 再調整を行うことまでは求められない。通常は比較的安定しているヘッジ比率の変動により非 有効部分が生じることはよくある。この場合、ヘッジを調整したいと考える企業もあれば、動向を モニタリングし続けたいと考える企業もある。当然ながらベーシス・リスクの変動が本当にトレン ドの変化であるのか、同じトレンドの中での単なる変動であるのかの識別は困難なこともあり、 判断が求められる。

要するに、リスク管理のために何が行われているかが重要である。一般的には、バランス再調整がリスク管理目的で行われた場合にのみ、会計処理にも適用されることになる。

バランス再調整は、以下のいずれかにより行うことができる。

- ▶ ヘッジ対象の分量の増加、又は減少
- ▶ ヘッジ手段の分量の増加、又は減少

評価及びバランス再調整に関して要求されるステップは、例示 4-2 にまとめている。



例示 4-3 では、バランス再調整の概念を Choco 社に適用している。

例示 4-3 -Choco 社へのバランス再調整の適用

20x1年1月1日、Choco社は200トンのココアを3カ月後に購入する予定であり、ココアの先物契約を締結することで価格リスクをヘッジする。しかし、購入するココアとベンチマークのココアは品質が異なることから、ベーシス・リスクが存在する。Choco社は、ココアの市場価格とココアの先物価格の間の回帰分析を行い、1.05:1の比率を算出する。ベーシス・リスクにより非有効部分が生じるのを避けるため、Choco社は、非常に可能性の高い200トンのココアの購入予定取引をヘッジするため、キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてココア210トンの先物契約を指定する。

20x1年3月31日現在、ヘッジ対象の公正価値の変動累計額はCU600(利得)であり、一方でヘッジ手段の公正価値の変動累計額はCU760(損失)である。

Choco社は、当該ヘッジ関係を次のように会計処理することになる。

借方 ヘッジ損失 - OCICU600借方 ヘッジの非有効部分 - 純損益CU160貸方 デリバティブ - ヘッジ手段

CU760

IAS第39号の規定に基づいた場合、当該ヘッジ関係は非常に有効であるとはみなされないだろう(有効性が127%であり、80%-125%の範囲からわずかに外れている)。しかし、IFRS第9号の下では、ヘッジ会計は有効となりうる。

Choco社の財務担当者は、非有効部分に非常に敏感であり、また、この例において、当該非有効部分はヘッジ比率がヘッジ手段とヘッジ対象との間の関係を適切に反映していないことの兆候であると考えている。よって、当該財務担当者は(ヘッジ比率を調整することにより)ヘッジ関係のバランス再調整を行う。今後、2つの価格の関係は異なったものになると財務担当者は予想し、ヘッジ比率を0.95:1にバランス再調整する。

20x1年3月31日にバランス再調整するために、財務担当者は、ヘッジ対象(すなわち、非常に可能性の高いココアの購入)の数量を増やすか、あるいはヘッジ手段の一部を手仕舞いすればよい。Choco社の利用要件によると非常に可能性の高いココアの購入は固定されていることか

ら、Choco社は後者を実施することを決定し、ココア20トン相当のヘッジ手段を減らした。 ココア先物の合計210トンのうち、20トンとそれに関連する損失CU72は、手仕舞いされたため、 もはやヘッジ関係の一部ではない。

Choco社は、バランス再調整を次のように会計処理する。

借方 デリバティブ - ヘッジ手段

CU72

貸方 現金

CU72

ヘッジ対象である予定取引により、非金融資産(すなわち、ココア)が認識されるため、Choco社はキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を減額し、それを資産の当初原価に直接含めなければならない。40 これは、(IAS第1号「財務諸表の表示」で示されているように)組替調整としては会計処理されないため、包括利益計算書には影響しない。

4.3 リスク要素

IAS 第 39 号の下ではヘッジ対象について、金融商品であれば特段制限がなかった一方で、非金融商品については、為替リスク又は商品全体のすべてのリスクをヘッジする場合でなければヘッジ対象として指定できなかった。そのため、多くのリスク管理活動が IAS 第 39 号の下ではヘッジ会計の要件を満たさなかった。

しかし、IFRS 第9号では、個別に識別可能で、信頼性をもって測定できることを条件に、非金融項目のリスク要素をヘッジ対象として指定することが認められている。これにより、より多くの一般的なリスク管理戦略がヘッジ会計に適格となる可能性が高く、純損益に計上される非有効部分は少なくなる。特定のリスク要素の管理は、すべてのリスクのヘッジが必ずしも必要ではないこと、あるいは経済的ではない、又は(適切なヘッジ手段がないために)可能ではないことを反映している。したがって、事業会社は、IFRS 第9号の新たなヘッジ規定の恩恵を受けるために、現在のヘッジ関係及びリスク管理戦略を見直すことを検討するかもしれない。

購入又は売却契約には、一定の計算式を用いて契約価格をコモディティの基準価格に連動させる条項が含まれる場合があるが、すべての契約がさまざまな価格計算要素を定めているわけでもなく、したがってリスク要素を明示しているわけではない。IFRS 第9号では、ヘッジ会計に適格となるために、リスク要素が契約上明示されていることは要求されていない。そうした場合、リスク要素が個別に識別可能で、信頼性をもって測定できるかどうかを、「リスクが関係し、ヘッジ活動が実施される特定の市場構造と関連付けて」評価しなければならない。「このような判定には、関連する事実及び状況の評価が必要であり、それはリスクや市場ごとに異なる」。41

リスク要素がヘッジ会計の要件を満たすかどうかの評価は、項目全体に(その価値又はキャッシュ・フローに関して)識別可能な影響を及ぼす異なる価格決定要因が存在するかどうかの分析に左右される。この評価は、常に関連する事実及び状況に基づき行われなければならない。

IFRS 第9号は、原油のジェット燃料への精製を例に、原油がジェット燃料の適格なリスク要素であると結論づけるために、市場構造の評価がどのように行われるかを説明している。原油は、ジェット燃料の一般的な製造プロセスにおける現物のインプットであり、この 2 つの間には十分に確立された価格上の関連性が存在する。

この例を拡張すると、プラスチックの生産プロセスにおいても原油は主なインプットになる。しかし、製造プロセスは複雑で多数のステップを踏むことになる。当該プロセスは、まず原油を個別の「留分」に蒸留することから始まり、そのうち唯一の留分(ナフサ)がプラスチックの製造に使用される。ナフサは、さらに多くのプロセスを経て、最終的にさまざまな種類のプラスチックが製造される。

一般的に、項目の製造プロセスが下流に行けばいくほど、単一の価格算定要因の識別可能な影響を見付けることは難しくなる。コモディティが、製造プロセスにおける主要な現物インプットであるという事実だけでは、当該項目全体としての価格に個別に識別可能な影響があるということにはならない。たとえば、原油価格の変動は、プラスチックのおもちゃの価格に長期的にはある程度影響を及ぼすことはあっても、原油価格の変動がそうしたおもちゃの小売価格に識別可能

非金融項目のリスク要素は、個別に識別可能で、信頼性をもって測定できる場合、ヘッジ指定できる。

⁴⁰ IFRS 第 9 号第 6.5.11(d)(i)項

⁴¹ IFRS 第 9 号第 B6.3.9 項

な影響を及ぼす可能性は低い。同様に、レストランにおけるパスタの値段は、中長期的には小麦の価格の変動に応じて変動するかもしれないが、小売価格の変動がパスタの小売価格に直接的に識別可能な影響を及ぼすことはない。小麦価格が変動したとしても当面の間、パスタの値段が変わることはないからである。小麦価格の変動の影響を基本的に織り込む方法で小売価格が定期的に改定される場合でも、個別に識別可能なリスク要素とするには十分ではない。

弊社のコメント

契約上明示される以外のリスク要素を適格へッジ対象として認めることは、新たな判断を必要とする余地が生まれることになる。市場構造の判断では、市場価格を決定する要素について十分に理解している担当者(当該取引を担当する営業又は調達部門の担当者)の関与が必要になる。

下記の例示 4-4 では、非金融商品のヘッジ対象について、Choco 社がどのようにリスク要素を 指定できるかを示している。これは、Choco 社がヘッジ対象全体を指定した例示 4-3 の事実関 係とは異なる。

例示 4-4 - 非金融商品のリスク要素の指定

Choco 社は、ココアの基準価格と、一部が軽油価格指数を含む輸送費と連動する価格で供給業者からココアを購入している。購入契約は、収穫期間に関し毎年更改される品質係数も加味して調整される。

Choco 社は、ココアの基準価格に関連する価格変動をヘッジするつもりであるが、軽油コスト や品質係数から生じる価格変動はヘッジしたくないと考えている。そのため、Choco 社は、関連する限月にココアを購入するココアの先物契約を締結する。関連する限月それぞれについて、Choco 社は、供給契約に基づく将来のココアの購入について、ココアの基準価格をリスク要素とするキャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段として先物契約を指定する。

このケースにおいて、当該リスク要素は供給契約における価格計算式により契約上特定されている。すなわち、特定の供給契約に基づく将来のココア購入価格の変動のうち、どの部分がココアの基準価格の変動により生じたものであり、どの部分が軽油価格指数の変動から生じたものであるかが明確に分かることから、リスク要素は個別に識別可能であるということである。また、関連する限月の先物市場における価格を、ヘッジ対象となるキャッシュ・フローの変動累計額の現在価値を計算する際のインプットとして用いることで、当該リスク要素は信頼性をもって測定することができる。

4.4 合計エクスポージャー

企業はしばしば、購入又は売却(特にコモディティ)を行うことにより、1 種類以上のリスク(たとえば、価格リスクと為替リスク)に晒されることになる。これらのリスク・エクスポージャーをヘッジする際、企業は必ずしも同じ期間についてのリスクをヘッジするわけではない。

下記の例示 4-5 では、一般的な事例について説明している。

例示 4-5 -合計エクスポージャー

Choco 社は、12 カ月後にココアを購入する予定である。ココア価格は変動し、Choco 社にとって外貨(FC)建てになっている。そのため、2 つの主要なリスク(ココアの価格リスクと為替リスク)に晒されている。

Choco 社はまず、ココアの先物契約を使ってココア価格の変動リスクをヘッジすることにした。これにより、Choco 社は外貨建ての固定価格でココアを購入する契約を有していることになるが、依然として為替リスクには晒されている。42

3カ月後、Choco 社は、9カ月後に固定金額で外貨を購入する外貨先渡契約を締結し為替リスクをヘッジすることとした。これによりChoco 社は、ココア価格の変動性に対する当初のエクスポージャーとココアの先物契約を組合せた合計エクスポージャーをヘッジする。

⁴² この例では、品質の影響や引渡しの場所など、予定購入と先物契約におけるココアの価格エクスポージャーの間に「ベーシス・リスク」は存在しないことを前提としている。

IAS 第39号を上記事例に適用すると、企業には次の2つの選択肢がある。

- ▶ 最初のヘッジ関係(すなわち、ココアの価格リスクのヘッジ)を中止し、ココアの先物契約と 外貨先渡契約を共同でヘッジ手段に指定する新しいヘッジ関係を再指定する。この場合、 新しいヘッジ関係が指定される時点でココア先物契約の公正価値はゼロではなくなっている ことから、「会計上」のヘッジ非有効部分が一部発生する可能性が高い。
- ▶ ココアの価格リスクのヘッジを維持し、2番目の関係における外貨先渡契約を変動性がある 外貨建てのココア価格のヘッジとして指定する。この場合、IAS第39号の他の規定が満た されるとしても、変動性のあるココア価格が為替リスクに関してヘッジされている。このことは、 当該ヘッジ関係について、ヘッジ対象の数量が常に変化することを意味するため、ヘッジ関係の有効性に影響を及ぼす可能性が高い。

IFRS 第9号は、ヘッジ対象として適格となりうるエクスポージャーとデリバティブとの組合せである合計エクスポージャーを含めることで、適格なヘッジ対象の範囲を拡げている。

したがって、上記の例示 4-5 のシナリオにおいて、Choco 社は、最初のヘッジ関係に影響を及ぼすことなく、当初のエクスポージャーとココア先物契約との組合せ(すなわち合計エクスポージャー)のキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、外国為替先渡契約を指定することができる。よって、最初のヘッジ関係を中止し、あらためて再指定する必要がなくなる。

4.5 ヘッジコストの会計処理

IAS 第 39 号の下では、企業はオプションの本源的価値又は先渡契約の直物要素をヘッジ指定することができる。そのような指定を行った場合、オプションの時間価値の公正価値変動や先渡契約の直先差額は純損益に計上される。多くの関係者は、時間価値や直先差額はヘッジに不可避のコストであり、相応な会計処理をすべきであるとして批判していた。こうした懸念に対応するため、IFRS 第 9 号のヘッジモデルでは、本源的価値又は直先差額のみをヘッジ関係においてヘッジ指定できることを定める新しい規定が含まれている。この場合、時間価値の公正価値変動は、ヘッジ対象に関係する範囲で、純損益ではなく、まず OCI に計上される。その後の処理はヘッジ対象取引の性質によって異なる。IFRS 第 9 号は、取引に関連したヘッジ対象を区別している。43

- ▶ 取引に関連したヘッジ対象:オプションの時間価値又は先渡契約の直先差額は、取引の原価の一部を構成する。たとえば、商品の予定仕入のヘッジが挙げられる。OCI に累積された金額は、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額と同様に取り除かれる(すなわち、ヘッジ対象取引から事後的に非金融項目が認識された場合、当該金額は「ベーシス・アジャストメント」になる)か、あるいは当該金額はヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼすのと同じ期間に純損益に振り替えられる。
- ▶ 期間に関連したヘッジ対象:オプションの時間価値又は先渡契約の直先差額は、特定の期間にわたるリスクに対する保全コストの性質を有する。たとえば、6 カ月間にわたる商品在庫のヘッジが挙げられる。OCI に累積された金額は、規則的かつ合理的な基準を用いて償却し、組替調整として純損益に振り替られる。償却期間は、オプションの本源的価値又は先渡契約の直先差額についてのヘッジ調整が純損益(又は、当該オプションが FVOCI で会計処理される資本性金融商品のヘッジとして指定されている場合には、OCI)に影響を与える期間である。

すなわち、取引に関連したヘッジ対象と期間に関連したヘッジ対象との区別は、ヘッジ対象の会計処理が最終的に純損益にどのように影響するかを反映している。

この新しい処理は、オプションの時間価値については強制適用となるが、先渡契約の直先差額 又は外貨ベーシス・スプレッドの場合には会社の選択により適用することができる。

ここで留意すべきは、「ヘッジコスト」に係るこの会計処理は、オプションの時間価値がヘッジ指定から除外される場合に限り適用できることである。そのため、OCI 累計額に繰り延べられた金額はキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の一部を構成せず、資本の別の内訳項目となる。キャッシ

⁴³ IFRS 第 9 号第 6.5.15 項及び第 B6.5.29 項

IFRS第9号は、現行の ヘッジにリスク・エクスポージャーを「追加」し、そ の結果、当初のヘッジ 関係に影響することなく 合計エクスポージャーを ヘッジすることを容認し ている。 ュ・フロー・ヘッジ剰余金には、有効なヘッジと判断されたヘッジ手段に係る利得又は損失の金額(すなわち、ヘッジ指定されている金額)のみが含まれる。満期時にオプションの時間価値は自動的にゼロになる。取引に関連したヘッジ対象の場合、時間価値の公正価値変動をOCIに認識すると、満期時には指定時に存在した時間価値がOCIに累積されていることになる。ヘッジ対象取引が発生した後、時間価値の累計額の会計処理は、(同じくOCIに累積されている)オプションの本源的価値の公正価値変動に係る会計処理に従う。44

例示 4-6-機械の購入のヘッジ(取引に関連したヘッジ対象)

Choco 社は、第 1 四半期に製造工程で使用する新しい機械を購入することを計画している。機械の引渡しは第 3 四半期の予定であり、購入価格は FC5 百万となる見込みである。 Choco 社は、この予定取引から生じる外国為替リスクに晒されており、下方リスクのみをヘッジしたいと考え FC5 百万のコール・オプションを購入する。当該オプションの条件と予定取引の条件は一致している。企業は、発生可能性が非常に高い予定取引である機械の購入に関するキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、コール・オプションの本源的価値だけを指定する。

ヘッジ開始時、オプションの時間価値は CU30,000 であった。開始後、オプションの時間価値は第 1 四半期末時点で CU16,000、第 2 四半期末時点で CU7,000、満期時にゼロとなる。 IFRS 第 9 号を当該オプションの時間価値に適用すると、取引に関連したヘッジ対象に関するオプションの時間価値の累計額として資本に計上されている OCI 及び剰余金の変動は以下

(単位:CU千)	Q1	Q2	Q3
各四半期の期首時点の剰余金	-	(14)	(23)
オプションの時間価値の変動	(14)	(9)	(7)
機械に対するベーシス・アジャストメント	-	=	30
各四半期末時点の剰余金	(14)	(23)	=

期間に関連したヘッジ対象に関し、IFRS 第 9 号では、時間価値を OCI から純損益へ償却する際の「規則的かつ合理的な基礎」が何を意味するのかは示されていないが、我々は、ほとんどの場合、定額法が適切になる可能性が高いと考えている。

例示 4-7-債券の金利リスクのヘッジ(期間に関連したヘッジ対象)

Choco 社は、固定利付債を発行した。Choco 社は、今後 2 年間は金利が低下すると予想しており、その効果を得るために期間が 2 年の金利オプションを購入した。当該キャップの本源的価値のみを、公正価値ヘッジにおけるヘッジ手段として指定する。

指定時の時間価値は CU20 であり、これはキャップの契約期間(すなわち、最初の 2 年間) にわたり、定額法で純損益に償却される。開始後、オプションの時間価値は第 1 年度の期末時点で CU13 になる。

IFRS 第9号をオプションの時間価値に適用すると、期間に関連したヘッジ対象に関係するオプションの時間価値の累計額として資本に計上される OCI 及び剰余金の変動は以下のとおりである。

	第1年度	第2年度
各年度の期首における剰余金	-	3
オプションの時間価値の変動	(7)	(13)
開始時の時間価値の償却	10	10
各年度の期末における剰余金	3	_
当期のOCIへの影響	3	(3)
当期の純損益への影響	(10)	(10)

のとおりとなる。

-

⁴⁴ IFRS 第 9 号第 6.5.15 項

へッジ会計を自己使用 契約に適用することは、 管理上の負担になりえ る。そのため、企業は公 正価値オプションの使 用を選択するかもしれ

ない。

オプションの時間価値に係る会計処理は、オプションの組合せ(たとえば、発生可能性が非常に高い予定取引をゼロコスト・カラーでヘッジする場合など)にも適用される。本源的価値のみを指定した場合、2 つのオプションの時間価値の変動から生じるボラティリティは、OCI に認識される。しかし、償却費(期間に関連したヘッジ対象の場合)、又はヘッジ関係期間の末まで繰り延べられる取引費用(取引に関連したヘッジ対象の場合)は、ゼロコスト・カラーを用いる場合はゼロになる。45

4.6 自己使用契約

多くのコモディティ売買契約は、現金での純額決済の要件を満たす。これは、コモディティが容易に換金可能であり、デリバティブと同様に会計処理されるからである。しかし、そのような契約が、企業が予定している購入、売却又は自らの使用のために非金融商品項目を受領もしくは引渡す目的で締結され、保有されている場合には、IFRS 第9号の適用範囲から除外される。これは一般的に「自己使用の例外」といわれるものである。自己使用契約は、企業の自己使用のために用いられることを前提とすると、契約の公正価値変動には無関係であると考えられ、通常の購入又は売却契約(すなわち、未履行契約)として会計処理される。自己使用契約は、不利になった場合にのみ、IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って会計処理される。

企業が、そうした自己使用契約から生じるリスクをヘッジするためにデリバティブを締結する場合、リスク管理目的で使用されるデリバティブの公正価値の変動は自己使用契約の公正価値の変動と相殺することができないことから、自己使用に係る適用除外規定により会計上のミスマッチが生じる。

この会計上のミスマッチを解消するため、現行の IFRS では、(確定約定の定義を満たす)自己 使用契約を公正価値へッジにおけるヘッジ対象に指定してヘッジ会計を適用できるとだけ述べられている。しかし、こうした状況におけるヘッジ会計であっても、文書化及び有効性のモニタリングを求める規定に従わなければならないため、管理上負担が大きくなる可能性がある。さらに、企業が大量のコモディティ契約を締結している場合、中には互いに相殺される個別契約のポジションもあるかもしれない。したがって、企業は一般的に純額ベースでヘッジを行っている。46

IFRS 第 9 号では、自己使用契約に関して公正価値オプションが導入された。これにより、企業は、契約の開始時に自己使用契約を FVPL で測定する取消不能な指定を行うことができる(公正価値オプション)。しかし、そのような指定は、会計上のミスマッチが解消又は大幅に削減される場合にのみ認められる。企業は、IFRS 第 9 号の適用開始時に、当該日時点で存在する自己使用契約を FVPL で測定するものとして指定できるが、その場合には類似の契約すべてを FVPL 指定しなければならない。47

例示 4-8-自己使用契約

上記例示4-3及び例示4-4とは異なる事実関係を前提とする。Choco社は、製造に必要なココアを取得するために締結する購入契約から生じるリスクをヘッジするため、ココアの先物契約を締結する。当該先物契約は現金で純額決済され、IFRS第9号に基づきデリバティブに分類される。当該購入契約は、Choco社の予想される購入量に従って非金融項目(ココア)を受け取るために締結されるものであることから、IFRS第9号の適用範囲から除外される。よって当該購入契約は、未履行契約とみなされる。これらの契約は、不利な契約とみなされIAS第37号の規定が適用される場合を除き、ココアの売手が義務を履行し、ココアを引き渡した時点で会計処理される。

IFRS第9号に基づくと、自己使用契約はFVPLに指定することができる。これにより、FVPLの先物契約(リスク管理活動)と、経済的なヘッジ対象(購入契約)の間で会計上のミスマッチが生じない。

下記の例では、以下の状況における会計処理を説明している。

- ▶ シナリオA:公正価値オプションを使用しない場合
- ▶ シナリオB:公正価値オプションを使用する場合

Choco社がヘッジ会計を適用する第3のシナリオが存在するが、基本的なヘッジ会計の仕組みについては既に例示4-3で取り上げている。

⁴⁵ IFRS 第 9 号第 B6.5.31 項

⁴⁶ IFRS 第 9 号第 BCZ2.19.BCZ2.24 項

⁴⁷ IFRS 第 9 号第 7.2.14A 項

20x1 年 1 月 1 日、Choco 社は 100トンのココアを 6 カ月後に CU6,000(これは、当該日時点での先渡価格である)で購入する契約を締結する。この購入を経済的にヘッジするため、 Choco 社は同時に 100トンのココアを CU6,000 で売却する先物契約を締結する。

20x1 年 3 月 31 日時点で、ココアの先渡価格は 1トン当たり CU6,500 に上昇した。当該購入契約の公正価値の変動累計額は CU500(利得)であり、一方で先物契約の公正価値の変動累計額は CU480(損失)であると推定されている。

20x1 年 6 月 30 日時点で、ココアの直物価格は 1 トン当たり CU6,710 トンである。20x1 年 1 月 1 日以降生じた購入契約の公正価値の変動累計額は CU710 であり、先物契約の公正価値の変動累計額は CU700(損失)である。

先物契約は、現金で日次決済される。

シナリオ A

Choco 社は、当該購入契約を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定しないことを選択した。そのため当該購入契約は、未履行契約として会計処理される。

Choco 社の 20x1 年 3 月 31 日時点の仕訳は、以下のとおりである。

借方 損失(先物契約の公正価値測定) CU480

貸方 銀行勘定 CU480

当該先物契約の公正価値を純損益を通じて認識

Choco 社の 20x1 年 6 月 30 日時点の仕訳は、以下のとおりである。

借方 損失(先物契約の公正価値測定) CU220

貸方 銀行勘定 CU220

当該先物契約の公正価値を純損益を通じて認識

借方 ココア在庫 CU6,000

貸方 銀行勘定 CU6,000

ココア在庫の取得

シナリオ B

Choco 社は、会計上のミスマッチが著しく削減されるとして、当該購入契約を FVPL 指定することを選択した。会計上のミスマッチは、先物契約が FVPL で測定される一方で、自己使用契約は、通常、未履行契約として会計処理されるために生じる。

Choco 社の 20x1 年 3 月 31 日時点の仕訳は、以下のとおりである。

借方 自己使用購入契約 CU500

貸方 利得(自己使用契約の公正価値測定) CU500

当該自己使用契約の公正価値を純損益を通じて認識

借方 損失(先物契約の公正価値測定) CU480

貸方 銀行勘定 CU480

当該先物契約の公正価値を純損益を通じて認識

Choco 社の 20x1 年 6 月 30 日時点の仕訳は、以下のとおりである。

借方 自己使用購入契約 CU210

貸方 利得(自己使用契約の公正価値測定) CU210

当該自己使用契約の公正価値を純損益を通じて認識

借方 損失(先物契約の公正価値測定) CU220

貸方 銀行勘定 CU220

当該先物契約の公正価値を純損益を通じて認識

借方 ココア在庫 CU6,710

 貸方 銀行勘定
 CU6,000

 貸方 自己使用購入契約
 CU710

ココア在庫の取得

4.7 ヘッジ会計に関する開示

多くの関係者、特に財務諸表の利用者は企業のリスク管理活動と、ヘッジ会計適用方法がより明確に関連づけられた開示となるよう改善を求めていた。この2つを結びつけるには、企業のリスク管理戦略を理解することが不可欠となる。そのため、IASB は企業のリスク管理戦略に関してかなり詳細な定性的記述を求める規定を導入した。ただし、リスク管理戦略に関するこれらの開示は、ヘッジ会計を適用している場合にのみ要求される。

新たなヘッジ会計に関する開示規定の目的は、以下についての情報の開示を企業に要求することである。

- ▶ 企業のリスク管理戦略、及びそれをどのようにリスク管理に適用しているか⁴⁸
- ▶ 企業のリスク管理活動が、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように 影響する可能性があるか⁴⁹
- ▶ ヘッジ会計が企業の財政状態計算書、包括利益計算書及び持分変動計算書に与えた影響50

この目的に適うように、企業は必要な詳細さの程度、異なる開示規定間でのバランスのとり方、適切な分解の程度、及び目的を満たすために追加の説明が必要かどうかを検討しなければならない。

ヘッジ会計に関する開示は、財務諸表において単一の注記又は独立のセクションとして表示しなければならない。ヘッジ会計の開示に関する情報が、リスク開示など他の報告書において、財務諸表と同じ条件で同時に利用可能である場合には、そうした報告書への相互参照により開示することもできる。

4.7.1 リスク管理戦略

リスク管理戦略については、リスクの種類ごとに説明しなければならない。この説明には、それぞれのリスクがどのように生じるのか、また当該リスクをどのように、どの程度管理しているのかといった内容を含めなければならない。これに加えて、名目部分や契約上のキャッシュ・フローの一部など、リスク・エクスポージャーの一部分だけをヘッジしているかどうかの記述も行わなければならない。こうした規定を満たすために、企業は以下を開示しなければならない。

- ▶ ヘッジ手段及びそれらをリスク・エクスポージャーのヘッジにどのように用いているか
- ▶ ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係が存在すると企業が考える理由
- ▶ ヘッジ比率の算定方法
- ▶ 非有効部分が発生すると予想される原因

特定のリスク・エクスポージャー要素だけがヘッジされる場合、企業は当該リスク要素をどのように特定したのか、及び当該リスク要素がヘッジ対象全体とどのように関連しているのかについても開示しなければならない。我々は、この開示には、リスク要素が契約上明示されているかどうかの記述、及び明示されていない場合には、契約上明示されていないリスク要素を個別に識別可能で、かつ信頼性をもって測定可能であるとどのように判断したかについての記述も含まれると考えている。

例示 4-9 では、Choco 社が、どのようにすればリスク管理戦略に関する開示規定を満たすことができるかを説明している。この例では、例示 4-4 と同じ前提条件を用いている。

新しい開示には、企業のリスク管理戦略に関してかなり詳細な定性的記述を求める規定が含まれているが、これはヘッジ会計を適用している場合にのみ適用される。

⁴⁸ Applying IFRS - IFRS 第 9 号のヘッジ会計 (2014 年 2 月) - Section 9.2 'Risk management strategy' を参照

⁴⁹ Applying IFRS - IFRS 第 9 号のヘッジ会計 (2014 年 2 月) - Section 9.3 'The amount, timing and uncertainty of future cash flows' を参照

⁵⁰ Applying IFRS - IFRS 第 9 号のヘッジ会計(2014 年 2 月) - Section 9.4 'The effects of hedge accounting on the financial position and performance' を参照

例示 4-9-コモディティ価格リスクに関するリスク管理戦略の開示例

ココアの価格リスク

ココア価格の変動は、Choco社にとって市場リスクの主たる要因である。Choco社は、さまざまな供給業者から規定量のココアを購入するため、Choco社は供給業者との間で、長期契約(1年から3年)を締結している。こうした契約では、将来のココア価格は、ココアの基準価格に連動する金額を、軽油価格に連動する輸送費と収穫期間について毎年更新される品質係数に関して調整して決定される。必要なココアの量を確保するため、供給契約は少なくとも収穫の1年前に締結(又は更新)される。

Choco 社は、18カ月間について月々のココアの購入量を予測し、ココアの価格リスク・エクスポージャーを 12 カ月ごとに更新することにより管理している。このために、Choco 社は基準価格に関する先物契約を締結し、これを将来のココアの購入価格のうち、ココアの基準価格のリスクに関するキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段に指定している。将来の購入の中には、契約に最低購入数量が定められているものもあれば、発生可能性が非常に高い予定取引もある(すなわち、最低購入量を上回る数量を購入する必要がある場合や、まだ契約が締結されていない期間など)。ココアの先物契約に係る原リスクは、ヘッジ対象であるリスク要素(すなわち、ココアの基準価格)と同一である。したがって、Choco 社はすべてのヘッジ関係において、ヘッジ比率を 1:1 に設定した。基準価格のリスク要素は、購入契約において契約上明示されているため、当該リスク要素は個別に識別可能で、かつココア先物の価格に基づき信頼性をもって測定可能であると Choco 社は考えている。

Choco 社は、毎年の品質係数の更新から生じるココアの購入価格の変動性に対するエクスポージャーはヘッジしていない。これは、当該リスクをヘッジするには、非常に特殊な金融商品を用いる必要があり、それは経済的ではないと Choco 社は考えているからである。

軽油価格に連動する輸送費から生じるココア購入価格の変動性に対するエクスポージャーについては、当グループのさまざまな流通過程から生じるエクスポージャーを一括管理しており、物流費用の全般的なリスク管理として統合されている。

Choco 社は、ヘッジ対象に指定したココアの基準価格に関するリスク要素を、ココアの供給契約における価格計算式(上記説明参照)に基づいて判断した。この基準価格に関する部分が、価格決定上の最大の要素となっている。品質係数は、Choco 社がココアを調達する地域の特定の収穫物によって決まるが、これは主に収穫物の大きさや品質に影響を及ぼす気象条件に左右される。場合によって、害虫や植物病害も同様の影響を及ぼすことがある。過去10回の収穫期間にわたり、品質係数は1ポンド(Ib)あたりCU0.02からCU0.27の間であった。

軽油価格との連動による影響に関しては、本アニュアル・レポートに含まれる「リスク管理報告書」における「物流コストの管理」を参照されたい。

ヘッジしている範囲、使用しているヘッジ手段、非有効部分の発生原因をはじめとする、Choco 社のリスク管理方法に関するより詳細な情報はリスク管理報告書に記述している(「コモディティ価格リスクの管理」のセクションを参照)。

リスク管理戦略に関する開示は、新しいヘッジ会計モデルにおける重要な土台である。リスク管理戦略に関する開示が行われることで、企業のリスク管理活動、及びそれらの活動が財務諸表に与える影響の関連性が分かる。さらに注記には、新たなヘッジ会計モデルを適用する上で用いた主要な判断(あくまで一例であるが、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係が存在するかどうか、ヘッジ比率をどのように設定するか、リスク要素をどのように特定するかを決定するために用いた判断)も開示しなければならない。

開示は、ヘッジ関係の種類(例:キャッシュ・フロー・ヘッジ又は公正価値ヘッジ)ごとではなく、リスクの区分ごとに行わなければならない。こうした開示によって、利用者はリスクの種類ごとにさまざまな開示を確認することができるため、ヘッジ活動とそれらが財務諸表に与える影響をより良く理解することができる。

4.7.2 将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性

ほとんどのヘッジ関係について、リスク区分ごとに定量的情報を開示し、ヘッジ手段の契約条件 及びヘッジ手段が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのような影響を及ぼす かを評価できるようにしなければならない。これには、ヘッジ手段の名目金額の時期の概要、及 び該当する場合にはヘッジ手段の平均価格又は平均レート(たとえば、行使価格又は先渡価格) を開示した内訳が含まれる。しかし、動的なヘッジ・プロセスが用いられている場合には異なる 情報を提供しなければならない。 すべてのヘッジについて、ヘッジ関係にその存続期間中に影響を与えると予想されるヘッジ非有効部分の発生原因についての記述を、リスクの区分ごとに開示しなければならない。ヘッジ 非有効部分の他の発生原因がヘッジ関係に生じた場合、それらの発生原因をリスク区分ごとに 開示し、結果的に生じる非有効部分について説明しなければならない。

キャッシュ・フロー・ヘッジに関し、ヘッジ会計が前期に使用されていたものの、その発生が見込まれなくなった予定取引についての記述を開示しなければならない。

例示 4-10 では、Choco 社による、ヘッジ手段の名目金額の時期の概要、及びその平均価格に関する情報の開示例を示している。

例示 4-10-ココアの先物契約の時期、名目金額及び平均価格の開示例

20X0年12月31日現在、Choco社は、今後12カ月間のココア購入に係わるエクスポージャーを ヘッジするため、以下のココア先物契約を保有しています。

	1月	2月	3月	•••	12月	合計
満期月ごとのココア先物契約 の想定元本(千lb)	1,275	1,425	1,350		1,200	16,275
ヘッジされたレートの平均 (単価:1lb当たりUSセント)	1.22	1.25	1.28		1.39	1.33

4.7.3 ヘッジ会計が財政状態及び財務業績に与える影響

IFRS 第7号には、ヘッジ会計が企業の財政状態及び財務業績に与える影響の開示を求める具体的な規定が定められている。すべての開示はリスクの種類ごとに表形式で行わなければならない。

IFRS 第 7 号の具体的な規定を引用して並べる代わりに、Choco 社に適用した場合の開示例を以下に示している。

例示 4-11-ヘッジ会計が財政状態及び財務業績に与える影響の開示例

20X0 年 12 月 31 日現在においてヘッジ指定されているヘッジ手段が、Choco 社の財政状態計算書に与える影響は、以下のとおりです。

11,711-17.00,711-00,71-00								
キャッシュ・フロー・ヘッジ	想定元本	帳簿価額	財政状態計算書 上の表示科目	当期の非有効部分を測 定するために用いた公正 価値の変動額				
ココア価格リスク ココア先物	16,275lb (トン)	(4.5)	短期デリバティブ 金融負債	(1.0)				
為替リスク FC買建オプション	5百万FC	4.0	短期デリバティブ 金融資産	1.0				
公正価値ヘッジ	名目金額	帳簿価額	財政状態計算書 上の表示科目	当期の非有効部分を測 定するために用いた公正 価値の変動額				

20X0 年 12 月 31 日現在においてヘッジ指定されているヘッジ対象が、Choco 社の財政状態計算書に与える影響は、以下のとおりです。

長期デリバティブ 金融資産

キャッシュ・フロー・ヘッジ	当期の非有効部分を測定する ために用いた公正価値の変 動額	キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余 金	
ココア価格リスク ココア購入	1.0	4.5	
為替リスク 機械購入の予定取引	(0.09)	(0.47)	

金利オプション

公正価値へッジ	帳簿価額	帳簿価額 ち、公正 ッジ調整 額	価値へ	財政状態計算 書上の表示科 目	当期の非有効部 分を測定するた めに用いた公正 価値の変動額
金利リスク 固定金利借入	(10	51)	(0.51)	長期借入金	(0.11)
上記のヘッジ関係	係は、以下の通り	り、純損益又は	OCIに影響	を与えます。	
キャッシュ・フロー・ヘッジ		純損益に認 識したヘッジ 非有効部分	損益計算 上の表示 目		~ ~~~~
ココア価格リ スク ココア購入に 係わる予定 取引のヘッジ	(1.0)	-		-	
為替リスク 機械購入の 予定取引	0.09	0.01	為替差損	益 0.0	05 為替差損益
公正価値ヘッジ	:	純損益に認識し 効部分	ンたヘッジ 非	有 損益計算書	上の表示科目
金利リスク 固定金利借入金	きのヘッジ		0.	01 その他の金	融費用

さらに IFRS 第7号は、ヘッジ会計に関連して生じる資本の内訳項目(たとえば、ヘッジ剰余金)の調整表及び OCI の分析を要求している。当該情報は、リスク区分ごとに区別して開示しなければならず、当該リスク別の区分は注記で提供することができる。

5 発効日及び経過措置

5.1 発効日

IFRS 第9号は、2018年1月1日以後開始する事業年度から適用される。企業は、IFRS 第9号を早期適用することができるが、早期適用する場合にはその旨を開示し、当該基準中のすべての規定(分類及び測定、減損、ならびにヘッジ会計に関する規定を含む)を同時に適用しなければならない。

5.2 経過措置(遡及適用)

IFRS 第9号には、当該基準をIAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用しなければならないとの一般規定が含まれている。ただし、IFRS 第9号にはいくつもの例外規定が定められている。

企業は、FVPL に指定された負債に係る自己の信用リスクから生じる公正価値利得及び損失の新しい会計処理だけを、IFRS 第 9 号の他の規定を適用することなく早期に適用することを選択できる。

IFRS 第 9 号は、ヘッジ会計に係る規定を、遡及適用が求められるヘッジコストに関する規定を除き、将来に向かって適用することを要求している。 51 IFRS 第 9 号は、分類及び測定、ならびに減損について比較情報の修正再表示に関する例外を定めているが、ヘッジ会計についてそのような例外は設けられていない。 52 すなわち、企業が IFRS 第 9 号の分類及び測定、ならびに減損に関する規定を適用した影響について修正再表示を行わないことを選択した場合であっても、ヘッジコストに関する規定を適用した場合には、当該規定を遡及適用した影響について比較期間の修正再表示を行わなければならない。

5.2.1 分類及び測定

ビジネスモデル・テストは、適用開始日に存在する事実及び状況に基づいて行わなければならない。一方でキャッシュ・フローの特性は、適用開始日ではなく、金融資産の当初認識日に存在する事実及び状況に基づいて考慮しなければならない。その結果行われた分類は、遡及適用しなければならない。

5.2.2 減損

適用開始日時点で、企業は、過大なコスト又は労力なしに利用可能な合理的で裏付け可能な 情報を使用して、金融商品が当初認識された日(又はローン・コミットメント及び金融保証契約に ついては、企業が取消不能のコミットメントの当事者となった日)現在の信用リスクを決定し、それを IFRS 適用開始日現在の信用リスクと比較しなければならない。

企業は、集合的な評価に用いた情報や類似の商品に関する情報、又は比較可能な金融商品についての類似企業の実績を含む、内部及び外部の情報を考慮することができる。なお、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定する際に、情報の網羅的な探索を行うことは要求されない。

当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを過大なコスト又は労力をかけずに 判定することができない場合には、当該金融商品の認識の中止が行われるまで、全期間 ECL に基づく貸倒引当金を認識しなければならない。ただし、その後の報告日において、当該金融 商品の信用リスクが低いと判断できた場合には、12 カ月 ECL のみに基づく貸倒引当金を認識 することになる。

5.2.3 ヘッジ会計

企業は、ヘッジ会計に関し、IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号のどちらのヘッジ規定を適用するかを選択することができる。ただし、この方針の選択は、すべてのヘッジ関係に一貫して適用しなければならない。この方針の選択が認められているのは、動的リスク管理の会計処理に関するIASB のプロジェクトが依然として完了していないためである。そのため、ヘッジ会計のさまざまな部分を異なる段階で適用することによって生じうる複雑性を低減するために、IASB は、マクロ

企業は、比較情報を修 正再表示する必要はないが、代わりに適用開 始年度の期首利益剰余 金を調整する。

⁵¹ IFRS 第 9 号第 7.2.21 項及び第 7.2.26 項

⁵² IFRS 第 9 号第 7.2.15 項 及び第 7.7.2.15 項

IFRS 第 9 号に従ったへ ッジ会計は、一部の限定 的な例外を除き、将来に 向かって適用される。 ヘッジ会計が最終決定されるまでこの方針の選択を認めることとした。ただし、この選択は、ほとんどの事業会社には関連がないと思われる。

へッジ関係は、後知恵の利用を避けるため、将来に向かってのみ指定することができる。企業は、IFRS 第9号の適格要件すべてを満たした場合にのみ、新しいヘッジ会計の規定をヘッジ関係に適用することができる。多くの作成者は、IFRS 第9号に移行する前から IAS 第39号の下でヘッジ会計を適用している。そうした企業について、IFRS 第9号では、IAS 第39号に基づくヘッジ関係で、IFRS 第9号の下でもヘッジ会計に適格であるものは、継続しているヘッジとして取り扱われると明確に述べられている。IAS 第39号に基づくヘッジ会計は、IFRS 第9号に基づくヘッジ会計が開始した時点で停止する。その結果、移行時にはいかなる仕訳も行われない。ただし、IFRS 第9号の新しい有効性の要求事項を満たすために、移行時にヘッジのバランス再調整を行わなければならない場合があり、それにより発生した利得又は損失は純損益に認識しなければならない。

ヘッジ新基準は将来に向かって適用するとの経過措置に対する例外規定は、オプションの時間価値に関する新しい会計処理(本源的価値のみが指定されている場合)、先渡契約の先渡要素(直物要素のみが指定されている場合)に関する新しい会計処理、ならびに金融商品の外貨ベーシス・スプレッド(外貨ベーシス・スプレッドをヘッジ手段としての指定から除外する場合)に関する新しい会計処理に適用される。

5.2.4 経過的開示

IFRS 第 9 号を初めて適用する際、IFRS 第 7 号は、以下の開示を行うことを要求している。これらの開示は、比較情報を修正再表示するかどうかにかかわらず(上記 5.2 参照)行わなければならない。下記の情報は、他の様式のほうが適切な場合を除き、適用開始日現在の金融資産及び金融負債の各クラスについて表形式で開示しなければならない。

- ▶ IAS 第 39 号に従って決定した当初の測定区分及び帳簿価額
- ▶ IFRS 第9号に従って決定した新しい測定区分及び帳簿価額
- ▶ 金融資産及び金融負債のうち、以前は FVPL で測定するものとして指定していたが、もはやそのように指定していないものの金額(分類変更が要求されるものと、企業が分類変更を選択するものとを区別する)

また、企業は、IFRS 第 9 号を適用した結果、分類が変更された金融資産について、IFRS 第 9 号の分類規定をどのように適用したのか、また、金融資産又は金融負債を FVPL で測定するとの指定又は指定解除の理由を理解できるようにするための定性的情報を開示しなければならない。

FVPLで測定するものから、償却原価で測定するものとして分類変更された金融商品に関し、又は金融資産についてはFVOCIで測定するものとして分類変更されたものに関し、当該金融商品の公正価値、当該金融商品が FVPL で測定されていたとしたら認識されたであろう公正価値利得又は損失、実効金利ならびに認識した金利収益又は費用を開示しなければならない。企業が金融資産又は金融負債の公正価値を適用開始日時点の償却原価として取り扱う場合、分類変更後、認識の中止までの各報告期間について、実効金利と金利収益及び費用を開示しなければならない。そうでない場合、この開示は企業がIFRS第9号を初めて適用する事業年度についてのみ行えばよい。

これらの開示は、財務諸表中の他の情報と併せて、適用開始日現在で、IAS第39号及びIFRS第9号に従って表示された測定区分と金融商品のクラスとの調整を可能にするものでなければならない。

また、適用開始日において、IAS 第 39 号に従った貸倒引当金及び IAS 第 37 号に従った引当金の最終残高と、IFRS 第9号に従って算定した期首の貸倒引当金との調整ができるような情報を開示しなければならない。金融資産については、この開示は関連する金融資産の IAS 第 39号及び IFRS 第9号に従った測定区分ごとに提供しなければならず、測定区分の変更が同日現在の貸倒引当金に与えた影響を区分して示さなければならない。

IFRS 第 9 号の適用開始日において、貨幣の時間価値を修正する要素、又は期限前償還特性の公正価値が重要でないかを、金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づいて評価することが実務上不可能(IAS 第 8 号で定義)である場合には、当該資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価を、当該日時点で存在していた事実及び状況に基づき、貨幣の時間価値を修正する要素に関する規定、及び期限前償還特性に関する例外規定を考慮せずに行わなければならない。なお、この方法で契約上のキャッシュ・フローの特性を評価した金融資産の帳簿価額は、当該金融資産の認識が中止されるまでの各報告日時点で、上記 2 つの状況それぞれについて個別に開示しなければならない。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

FYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームです。監査および保証業務をはじめ、各種財務アドバイザリーサービスを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

EYのIFRS(国際財務報告基準) グループについて

国際財務報告基準(IFRS)への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるEYの構成員とナレッジの精錬に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供するよう努めています。EYはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

© 2017 Ernst & Young ShinNihon LLC All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に 作成されており、会計、税務及びその他の専門 的なアドバイスを行うものではありません。新日 本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファー ムは、皆様が本書を利用したことにより被ったい かなる損害についても、一切の責任を負いませ ん。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に 専門家にご相談ください。

本資料はEYG no.AU3724の翻訳版です。 FD: None